

## 18歳選挙権の実現と憲法訴訟

— ロースクール教育と研究の接点／狭間で —

根 森 健

### I. はじめに—法科大学院における憲法教育の個人的中間小括

司法制度改革の一環をなす改革である、司法に従事する法曹の養成を担う「法科大学院」が乱立気味に始まって、もうすぐ「第1期」が終わろうとしている。筆者もこの間、新潟大学に開設された法科大学院（大学院実務法学研究科、以下NLSとも略記）の専任スタッフとして、LSでの憲法・公法教育に携わってきた。新潟法科大学院は、当初県内に「弁護士ゼロワン」地域を2つ抱えていた——本稿をまとめている、12月中旬の時点では、そうした地域に公設法律事務所が設置されるなどして、ゼロワンは解消された。しかし、依然として、裁判所・同支部管内に弁護士が3名以下の第1種弁護士過疎地域が2つ、4名から10名までの第2種過疎地域が2つという現状がある——こともあって、「21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも『地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る』法曹を養成するための高度専門教育」を行うという理念の下に開設され、事実、この間愚直に「地域に根ざした、人間性豊かな法曹」をどう育てるか、にこだわって運営されてきたと言えよう——もちろん、法科大学院での法曹養成という点からは、功罪相伴う「新司法試験」が残ってしまったので、その試験の結果にも気を遣いながらではあるが——。筆者も、憲法を1人で支える専任教員として、ヘボ教師なりに、そうした理念に大いに共鳴し、NLS全体の中で憲法教育が担

うものを自分なりに模索し、悪戦苦闘してきた。

筆者のLS教育における悪戦苦闘の原因のうち、筆者の個人的能力——事務処理能力が極めて遅いなど——や、個人的経歴——25年間に及ぶ憲法教育に携わってきた大学教師としての経歴のうち、法学部・LSでの憲法教育の経験が5年ほどであること、また大学教育における憲法教育は、一般教育の場合のそれはもとより、法学部の憲法教育にあっても日本では、法学部を経て官僚や(司法書士を含め)法曹に従事するものが極めて少数である以上、まず公民教育(主権者教育)、人権教育であり、従ってその観点からの個別具体のテーマを素材とした重点教育である必要があるという認識に基づく憲法教育・公法教育を追求してきたこと——に由来する特殊なものを別にすると、多くの他のLS憲法教員にも共通するものとして、少なくとも以下の諸点があるように思われる。

① 当初の構想通りに仮に各LSの法曹養成教育が自己完結的なものであった場合でも、そして、実際に動き出したLS制度が、結局のところ、合格率がLS修了者である受験者のせいぜい3~4割程度(初回のみ5割弱)という、旧試験ほどではないが相変わらず難関の新司法試験制度が最後の関門としてそびえ立つ「日本的なもの」となったLS制度の下ではなおのこと、短期に極めて限られた授業時間の設定の中で——未修者(3年間)コースの場合、公法系科目の必修単位が10単位と設定された中では、1年次に憲法4単位と、2年次に憲法演習的な授業2単位、それにあるとして選択科目として憲法も加えた公法系の総合演習科目2単位というのが、だいたいの相場であろう——、そうした試験に耐えうるだけの基本的(・基礎的)な実力と応用力をどのようにつけさせるのか、そのためのカリキュラムと授業方法(メソッド)をどう確立し、そのためのスキルを教師自身どう身につけていったらよいのか、課題はわかっている、筆者も本当に悩み、苦しんだ(し、今も苦しみのまっただ中にある)。近年では、大学教育の充実をといわれながら、専門科目でさえ、基本型は2単位となり、学部での専門科目の「憲法」は、2単位科目×2科目のように設定されて

いると思われるが、従来は、8単位ほどが普通であったのは周知の通りである（そして、その場合でも、原因はいろいろあるが、深い知識の習得は至難であった筈である！）。要するに、現在の超短縮された法学部での憲法教育と同じ時間の枠内で、依然として難関の試験制度を乗り越えられるような基本的（・基礎的）実力の要請を求められているのである。

② この難しさは、1つには、LS入学前に、既に法学部（や法律学科をもった複合学部）で法学・憲法教育を経たLS院生——いわゆる「隠れ既修者」、以下では「準既修者」と表記——に対する場合には、LS制度が始まって間もないこともあって、それまでの法学部教育がLS教育の基盤づくりのものと位置付けられ、それに添うような授業提供にはなっていないこと、またLS院生自身が、従来型の、バラバラに切り離されたブロックをどう効率的に積み上げるかに比重を置いたいわゆる予備校型の基本科目教育に慣れ親しんでしまった結果、「悪癖」を身につけてしまったために、基本的基礎的学力をきちんと身につけた上で、応用力を蓄えていくことになじめないことに起因する難しさとなって、喧伝されているいわゆるソクラテック・メソッドなどの導入を妨げるなど、じっくり時間を掛けて自主的に考えていく学習習慣を修得させる上で弊害をもたらしている。

2つには、未修者コースには、司法制度改革におけるLS制度の目玉でもあった、社会人や（典型的には自然科学系の）他学部出身者を入学者の3割程度いれて、法曹の裾野を広げるという意図に添って、そうしたいわゆる純粹未修者と呼ばれるLS院生も少なくない。この場合の未修者への憲法教育の難しさは、上述①のような少ない限られた時間の中で、どう必要なことを授業提供していったらよいのかという難問がそのまま妥当るのであり、多様な背景を持つ純粹未修者を相手にする場合、やはりその解決は極めて難しい。

そして、この2つのグループの院生が混在する場合には、例えば、テキスト選び1つをとっても言えることだが、どこに標準・基準をおいて進めていくかで、問題はさらに複雑困難になる（NLSでは全体として、開設

初年度には、純粹未修者と準既修者とを1つのクラスとして授業を行い、第2年度には、純粹未修者と準既修者の2つのクラスに分けて授業を行うということを試みたが、筆者を含めて教える側の能力・工夫の問題があったかもしれないが、結果として有意の差を見いだすことはなかった。それで、NLS全体として、第3年度の今年度(2006年度)には、この両者でことさらに分ける形をとらない、混在型の2クラス制で「法律基本科目」の授業も行った)。

次に、多くのLSでは、憲法担当教師も、そうした「講義」だけでなく、当然ながら、2年次以降の学生向けの「演習」科目を受け持ち、さらなる基本的知識・意識(感覚)、考察力(洞察力)の育成、応用力の開発——NLSでは、後者を「問題発見能力」「事案解決能力」とさらに分け、当初の司法改革の理念に添った、多様・多層構造的な「演習科目群」を構想していた——に取り組んでいる。その場合には、1年次の憲法基本教育に、この「演習」をどう接続させるかも大きな課題である。この課題はさらに、当該LS全体の法曹養成構想の中で、担当演習科目をどのように位置付け、とりわけ行政法科目との接続・連携をどう図るかも重要な問題である。

③ そうして、筆者の場合と限定すべきかもしれないが、そうした通常の「講義的科目」と「演習科目」、そのいずれにおいても、LSの学生全般に強い要望としてもある、いわゆるレポートや(小)テストに対する講評のみならず、個々のレポートやテスト答案への「添削」を通じて、各受講学生に「学力・実力」をしっかりと付けさせるという課題の遂行がまた難しい。「添削」をするための、各レポートやテストなりを分析し、コメントを付けていくための時間をまず確保することが筆者には特に難しかった。

その他にも、課題・問題点は尽きない。筆者の個人的・特殊的原因に帰因することが多いであろうが、NLSでの最初の3年間の、憲法教師としての自己評価としては、効率だけを求めることを避けて、あえて自覚的にヤブニラミ的・はみ出し的に、筆者なりに頑張ってみたが、その成果となると、短期・長期の結果をまたなければならぬが、もっとバランスよく

とか、もっと迅速にとかできたのではないかと、疑問符がつくものであったかもしれない（学生の授業評価アンケートでは、筆者の授業は評価の分かれる、だいたいにおいて、ブービー賞ものであった）。

いささか長くなったが、以上のようなLS教育での——ないし、LS教育で顕在化した大学教育・専門教育本来の課題に関する——悪戦苦闘の中で、LS教師がなおかつ細々とでも研究を続行することは、自己の教育内容の水準を維持していくためにも必要不可欠であり、さらにまた、研究者としての自己のアイデンティティの確認にも関わるものであるが、「研究」とその成果の発表という「務め」をどのように果たしていくかは、日本の法学研究者の殆どが今もって「大学教師」である場合、とくに、今日日（きょうび）少ない資本投入でより大きな効果・成果をとという要請の側面ばかりが一人歩きしている「90年代大学改革（平成の大学改革）」という大学教育・研究の枠組みの継続・強化の中では、各教員にとっていっそう難しい課題となっている。

もっとも、この間のLS教育が、以上のような苦悩や困難だけを伴ったものだったというわけではない。筆者の体験としても、少なくとも次の3つの「メリット」を挙げることができる。

- ① 新司法試験における行政法の試験科目化によって、LS教育では、公法系として、憲法と行政法との「融合」の必要性が説かれるようになり、行政法との「協働」の必要性が出てきた。これは、憲法教育・研究にとっても、その内容を深める上で有益であるし、実際、NLSでは、2年次開講の「司法審査論」と「公法問題発見演習」は、同僚の行政法教員との共同担当授業であり、非常に有能、誠実、良心的な行政法教員と巡り会えて、本当に有益かつ幸運なことであった。
- ② 第2に、実際に、国や県を相手に立法の不備を問う訴訟など（例えば、新潟学生無年金訴訟）も提起しているような、実務家教員との連携が深まったのは、憲法教育にとっても有益であったし、それを超えてさらに、連帯して憲法の実現へ取り組む可能性が強まったことも意

味深いことである。

- ③ 第3に、LS教育では、「法律基本科目」で学んだ基礎知識を深め、それを実際に使いこなしていく応用力——NLSでは、それを問題発見能力、問題処理能力(批判的思考力・問題解決力)、連携能力(コミュニケーション能力)と段階付け、意欲的な多様な科目配置を試みた——の養成が重視されることになった結果として、これまでの憲法解釈学的な研究や教育では、とすれば、「空理空論」ないし「立法論・立法政策」の問題と位置付けられてあまり十分に掘り下げられることなく切り捨てられていた論点・問題なども、素材の提示の仕方によっては、LS教育の中で、これまでよりもはるかに立ち入って考えてみる機会をもてるようになった。

以上、いささか本論に入る前に長くなってしまったが、本稿が、私にNLS教育と関わる機会をもつきっかけを与え、また、自身、NLSの初代研究科長を務めてこられた、山下威士教授の退官記念号紀要への寄稿であるということを考えて、本稿のような「奇妙・異様」な拙いものを寄稿させていただくことにした結果として、冒頭に、NLSでの憲法教育の小括をさせてもらうことにした次第である。

スペースを費やした割には、取り立てて目新しいことのない叙述であることは自覚しているが、ごく普通の、LS教育に携わった教師の率直な体験の吐露とさせていただいた。筆者自身、今後の取り組みの中で、それをきちんとした経験へと転化していけたらと考えている。

## II. 答案練習問題作りと

### 「18歳選挙権」の実現を求める憲法訴訟

#### 1. なぜ、「18歳選挙権」の実現を求める憲法訴訟なのか

本稿は、「はじめに」の最後にあげた、LS教育での3つ目のメリット

に関わる、私なりの「1つの試み」の中間報告（未定稿）である。

NLSでは、教員有志の企画・参加の下、個性溢れる、有能で行動力のある実務家教員たちの努力によって、2006年の秋に、新司法試験の論文式試験に対応する形で、駿河台大学LS、愛知大学LS、京都産業大学LSと協力して「4大学法科大学院合同答案練習会」を力業で短期間で用意し、学生の任意参加で実施した。

その機会に、請われて、筆者も非力を顧みず、公法系第1問として、憲法問題の作成に加わり、採点の一部にも加わるようになった。

そこで、筆者なりに、新司法試験の試験問題の方向性を踏まえて作題したのだが、その際にテーマとして選んだのが「18歳選挙権の実現を求める憲法訴訟」というものであった。試験後のNLSからの参加学生の1人が、いみじくもコメントを寄せていたが、「ありえないナンセンス問題」であったかもしれない。だからこそ、作題に当たっては、リアリティーを持たすために、添付する「資料」の選択とその提示の仕方にずいぶんと時間を費やした。ただ、「ありえない」というコメントにあえて異議を唱えるなら、「定住外国人の選挙権」、「在外日本人の選挙権」の問題と並んで、「18歳選挙権」は、【問題】に添付した資料から確認できるように今日十分に、政治課題として意識されているものでもあり、「ありえない」などというのは、それこそ、彼（女）らの学んできた、これまでの大学教育の中の「憲法」が、「解釈論」という枠の中で、しかも「解釈論」の次元に十分に転換することなく、憲法の諸問題を放置してきたことの反映であるように思われる（在外日本人選挙権問題だって、訴訟で争うなどということは、長いこと「ありえないこと」と思われてきたのである。同様に、「定住外国人の選挙権」問題についても、訴訟で問うなんて「ナンセンス」と受け止められてきた問題のはずだが、最高裁は、少なくとも、「地方選挙権」については「実現可能の問題として受け止めた」のである）。

もちろん、この問題の主要論点は、普通・成年選挙権という憲法要請の意味を問うことと、立法部の裁量（先行立法行為の改正のネグレクトと新

法作成の不作為)への司法統制はいかにありうるかを問うことにある。

「18歳選挙権の実現」は、立法部等の政治部門によるネグレクトにより、本来は、立法等によって正されるべき、ある特定の制度の不備の放置を、それが憲法に違反するとして、裁判を通してその不備の違憲・違法を訴えていく、一種の制度改革訴訟についての問題に属するものである。このような制度改革訴訟としては、従来、そのような目的を持つ、制度の不備そのものの違憲ないし違法を問う①確認訴訟に加えて、そうした確認訴訟がこれまで法制上必ずしも十分に整備されておらず、法制がある場合でも法解釈上運用が極めて困難といった状況があったために、それがほとんど門前払いになる中で、②近年、選挙権に関する一連の訴訟や、社会保障法制に関する訴訟を始めとして、国家賠償請求訴訟の活用が注目されるところとなっていたのは周知の通りである。

上記答練で私が出題した、以下に掲記し、本稿での検討の対象とする【設問】は、選挙権に関するそうした先例(とくに、「制度改革訴訟」に新しい可能性をもたらしたと評価できる在外日本人選挙権訴訟最大判2005(平成17)年9月14日民集59巻7号2087頁、判時1908号36頁)を基に、「18歳選挙権」の未実現を問うという、「制度改革」を違憲として争う訴訟をどう提起するか、を問うものであり、【設問】を機会に、受講学生とともに、その訴訟形式と、その訴訟において展開すべき、「18歳選挙権の未実現」を違憲とし、或いは「18歳選挙権の実現」を憲法上の要請と構成する法理とを考えてみることにした訳である。

筆者が用意した「設問」と「資料」は、以下と末尾に所収の通りである。なお、実際の試験においては、直前に、実務家教員から、「資料」が多すぎないかとの指摘を受け、問題文の表の注意書きには、解答に当たっては、用意した「資料」6種類のものから、そのうちの最初の2つをとくに参照するよとの、いささか格好の悪いコメントを付けた。ただし、資料の数こそ多いが、目で見て感覚的にイメージをつかめるものが多いし、資料の多くは、設問問題に盛り込まれた、憲法訴訟を提起しようとする側の主



張に出てくる論拠の確認のためのものであり、また受験者の過重負担にならないようにできるだけ資料のスリム化に努めもした。実際には、資料の数や見た目の分量ほどには過重とはいえないのではないかと筆者は判断している。なお、あえて告白しておけば、筆者は、授業において課す課題レポートや期末試験などの役割につき、単に成績評価のためのものとして課すだけでなく、それらを通して、授業で取り扱ったテーマの深化や授業では十分に取り扱えなかったテーマの学習を図ってもらうためのものと位置づけて実施してきている（これも、上述した、LS教育でなすべきことが多いにも拘わらず、設定されている時間の過度の少なさへの、私なりの対処である）。この答練にも、ヤブニラミかもしれないが、そうした要素を盛り込んだ。取り上げた事例自体は、「18歳選挙権」だが、後で少し言及するように、選挙権年齢の引き下げに限っても、実際の運動としては、「16歳選挙権」運動も出てきているし、住民投票条例では、中学生以上の住民への投票権の付与という事例も出てきている。さらに関連する問題として、「定住外国人の参政権」問題、「被選挙権年齢の引き下げ」問題もある。この機会に、そうした問題も視野に入れてもらい、後日機会を見つけて学習・検討してもらいたい。その思いも込めて資料採取・作成・編集に当たった。それが6種類の資料となった、もう1つの理由ではある。

## 2. 答練問題の「設問」と「資料」群

### (1) 設問

#### 【問題】(配点100点)

2006年夏の暑い日の午後、弁護士X氏の法律事務所に、子どもの視点を大事にして子どもの権利に関する人権問題などに積極的に取り組む先生の姿勢に共感を覚えたと言って、男女5名の青年(Y1からY5と記す)がアポイントをとって訪ねてきた。青年たちはいずれも満18歳と満19歳で、日頃から社会的な問題や政治的な課題を自分たちの目線から捉えていこうとする市民のサークルの中で地道に活動している仲間

あった。青年たちの相談の内容は、憲法改正や教育基本法改正など重要な政治課題が問題となっているときだからこそ、自分たち若者の意見をきちんと政治の場に反映させたいので、国政レベルを含めた「18歳選挙権の未実現」の現状を裁判の場で争いたいというものであった。もし、18歳選挙権が実現していれば、Y1さんらはいずれも、昨年9月11日に行われた衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査に参加できたはずであった。とくに、Y4さんとY5さんは、現行公職選挙法のままだと、来年(2007)年7月(予定)の参議院議員通常選挙にも投票できないので、一層悔しいと嘆いていた。

青年たちの言い分は、以下の通りであった。

「選挙権年齢を18歳に引き下げることが政治的な話題となり、国会の質疑などで取り上げられるようになって久しいが、いっこうにその実現のめどがつかない。2000年の少年法改正や昨今の憲法改正のための国民投票法案論議などの中で、かえって、その実現の行方は怪しくなっているようにも思える(資料1・2)。

だが、①世界的に見れば、たとえば資料3のように、今日では、下院の直接選挙の選挙権年齢を20歳未満の者にまで引き下げている国が150カ国ほど(そのほとんどが『18歳以上』とする)におよび、それは選挙権年齢のわかっている国の85%以上にあたること、②連立政権としてや最大与党は別にして、主要政党では資料4のように、以前からマニフェストや政策課題として掲げられていること、③資料5のように、地方自治体では、近年、住民投票条例で未成年者(そのほとんどは18歳以上と規定)にも投票資格を付与しているものも少なからず存在すること、④資料6の例のように、住民からの請願に応じて地方議会では、『18歳選挙権』の早期実現を求める意見書が少なからず採択され、政府や両院議長宛に提出されていること(また、内閣総理大臣の諮問機関の報告書などでも言及されたことがあること)、なども考えると、思い切って、裁判に訴えてみる価値が

あると思う。」

そこで、X氏は、青年たちが置いていった上記の資料やその他の資料なども眺めながら、難しい問題もあるが、憲法に基づき「18歳選挙権の未実現」の違憲・違法を問う憲法訴訟を提起する方向で検討してみることにした。

【設問】 配点：問1（20点）、問2（50点）、問3（30点）

1. X氏は、青年たちのためにどのような訴訟を提起しうるか、簡潔に論じなさい。
2. 問1で提起しうると考えた訴訟において、原告・被告が憲法に基づいて行うと考えられる主張をそれぞれ整理しなさい。
3. 問2での整理をふまえて、憲法論上の争点について、あなた自身の結論とその論拠を、あなたとは異なる考え方を批判しつつ述べなさい。

## (2) 資料群の内容と狙い

上記問題文中に参照を指示している、資料の標題・内容の概要・狙いは以下の通り。これらの資料については、2つの単なる転載資料も含めて本稿の末尾に添付することにする。

- ①【資料1】選挙権・被選挙権・成人年齢関係法令など この資料では、子どもの権利条約を含め、比較に値する年齢に関する現行関連法令をいくつか提示すると共に、資料2の国会論議に出てくる関連決議や法案を収録することによって、選挙権付与年齢とその他の法律が法律の目的に即してできているはずの「成年年齢」とを比較・検討することによって、この両者の整合性をはかる必要を考えてもらうことにした。
- ②【資料2】国会での18歳選挙権に関する質疑応答例 国会の両院での18歳選挙権導入を巡る論議を、国会会議録検索システムを使って調べ、これまでの特徴的な流れを掴みだし提示し、併せて諸論点に関わる議論の提示を試みた。立法の作為義務の発生の有無と発生時期を考えるため

の資料として用意したが、答練問題の資料と言うこともあって、できるだけコンパクトなものにし、資料解読にかかる時間的負担の軽減を図ることにし、どんなに多くても、A4用紙に4頁以内(要するに両面印刷で2枚以内)に収めることで臨んだ。しかし、これだけはこの思いとの調整から、行数・字数の点で詰まったものとなった。

- ③【資料3】各国の選挙権・被選挙権・成人年齢一覧(付き:ヨーロッパの刑事責任・選挙権・被選挙権比較)(Rights Official Website [<http://www.rights.or.jp/>])の「資料室」より転載利用) 当該資料は、【問題文】においても、また、国会での論議や地方議会が採択した請願の中にも数字としては出てくる、世界各国における選挙権・被選挙権付与年齢(等)の「標準」を視覚的に端的に確認してもらう意味で、「選挙権・被選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実をめざすNPO法人」である「Rights(ライツ)」の答練問題作成時点でのofficial websiteに収録されていた「各国の選挙権・被選挙権・成人年齢一覧」をそのまま利用させてもらった。Rightsがその一覧表を掲載するに当たって依拠したのは、国立国会図書館(列国議会同盟ホームページ)調べとのことである。また、この一覧には、「ヨーロッパの刑事責任・選挙権・被選挙権年齢」という興味深い、本設問を考える上でも有意義な一覧が載っていることも、この資料を借用した理由の一つである。それと、今回は、「選挙権」について取り上げてみたが、現行公選法に関しては、その10条による「被選挙権」の具体化についても、単に立法論上だけでなく、憲法解釈上も論ずべき課題が含まれていることにも、LS学生に留意して欲しかったことも理由になっている。国際的には、被選挙権も18歳とする国(とりわけヨーロッパ諸国)も増えているのである(本稿校正中の2007年1月末現在、Rightsのofficial websiteは更新・変更されたが、上述の資料等は、同websiteから「旧サイト」をクリックして見ることができる)。

- ④【資料4】18歳選挙権と各政党などの立場 当該資料では、近年では

自民党を除く主要政党がその政策の中に、「18歳選挙権の実現」を盛り込んでいることを確認した。ただ、今回は、資料をスリムにするために、ごく最近の政策から収録するにとどめ、立法の作為義務の発生の有無に関する議論のための資料とした。

- ⑤【資料5】未成年者住民投票条例一覧表 (Rights Official Website [<http://www.rights.or.jp/>]) の「資料室」より転載) 当該資料も、上述の③の資料同様に、答練問題作成時点での「Rights (ライツ)」の official website に収録されていた「住民投票条例」一覧表をそのまま転載利用した。同一覧表では、愛知県高浜市住民投票条例 (2002年7月9日公布、同年9月1日施行) から、長野県平谷村の合併の可否を問う住民投票条例 (2002年12月20日公布、2003年4月1日施行) まで、10の住民投票条例が収録されている。最後の平谷村のを除き、9つの条例は、満18歳以上の国籍保有者・定住外国人の住民を投票権者としている。そして、平谷村の条例では、満13歳以上 (つまり中学生以上) の国籍保有者・定住外国人の住民を投票権者としている。この資料は、このように、定住外国人に加えて、国籍保有者についても満18歳以上の者としているのが、単に、地方自治に妥当する特殊な措置なのか — 最3小判1995(平成7)年2月28日民集49-2-639 [定住外国人地方参政権判決] が打ち出した考え方を年齢というハードル問題にも応用したものとするか —、それとも、憲法15条3項も含めた、憲法の国民主権条項や選挙権条項が規定する (想定する) 「成年による普通選挙」の当然の具体化なのかを考えてもらうための資料としての意味も含むものである。

- ⑥【資料6】「18歳選挙権」早期実現を求める意見書等の例 当該資料は、④の資料と共に、②の資料を補強するものとして、「18歳選挙権の実現」を図るという憲法の要請に応える立法の作為義務の発生の有無とその時期を考えるために用意したものである。これについても、答練問題資料ということから、筆者の考える必要最小限のものにとどめた (町田市議会の意見書として、「被選挙権の年齢引き下げ」に関するものま

で盛り込んだのは、問題は何も「18歳選挙権」にとどまらないことを受験者に確認してもらうためのものであった。

### Ⅲ. 「満18歳選挙権」の実現を求める訴訟提起について

まず【設問】1に即して、制度改革訴訟として、行政事件訴訟法の大改正が行われたのを踏まえて、どのような訴訟を提起できるか、とりわけ、上述のように、在外日本人選挙権訴訟上告審判決の打ち出したこの点での「前進・改革」の射程距離や可能性を検証してみたい。

そうすると、問題文中の原告側(にやがてなる)弁護士X氏は、まず、これまでの数々の国賠訴訟の先例を踏まえて、(1)日本国憲法15条1項、3項、44条に違反して、現行公選法9条が、選挙権の積極的要件として、日本国民で「年齢満20年以上」と定め、同法19条1項等で選挙人名簿への登録資格としても、「年齢満20年以上」と規定しているために、Y1～Y5が、2005年9月実施の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査で選挙権を行使できなかったために多大な精神的損害を受けたとして、国家賠償法に基づく損害賠償請求を国に対して起こすことができるであろう。

さらに、上述の最高裁判所判例(在外日本人選挙権訴訟：最大判2005(平成17)年9月14日)に拠ると、(2)(a)Y1からY5は、起こり得る各院の議員の補欠選挙や衆議院の解散総選挙に備えて、すみやかに選挙人名簿に登録され、機会に応じていつでも選挙権を行使できる地位にあること、あるいは、(b)少なくとも、Y4及びY5を原告として、次回の参議院議員通常選挙が、2人が満20歳に達する前に行われる場合に、選挙人名簿に登録され、選挙期日に選挙権を行使できる地位にあることの確認を、公法上の法律関係に関する確認の訴えを公法上の当事者訴訟として(行訴法4条)提起できると思われる。

その実体的な論拠としては、けだし、国民の代表者である議員を選挙に

よって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すきわめて重要な権利であり、しかも、選挙権は、これを行行使うことができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の實質を回復することができない性質のものであるから、上述のように、憲法15条1項、憲法15条3項等の要請するところに反して、現行公選法の当該各規定が、「成年者」の範囲を狭く規定し、原告らに選挙権を付与せず、選挙名簿への登録資格を認めていないのは違法と解さざるを得ないからである。

### 【注記】

以上の叙述では、公法上の法律関係に関する確認訴訟について、従来、裁判所がこの種の起こり得る法律関係を、現行法制に即してきわめて限定的・具体的に考えていく傾向があることに配慮して、Y1からY5にあてはまる場合と、より確実に主張しうるY4・Y5にあてはまる場合というように分けて考え、表記してみた。というのは、現行法制を踏まえると、実際には、選挙人名簿への登録は、公選法20条、22条にあるように、3,6,9,12月のそれぞれ2日か、選挙を行う場合に登録されるとなっているので、「その年齢の間にひょっとしたら起こるかもしれない選挙に備えて登録をもとめるのは、訴えの利益がない」と判断されることも危惧されるからである。ちなみに、上引の最高裁判例が、在外日本人にこのような地位の確認の訴えを認めるに当たって、「次回の衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙及び参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙において、在外選挙人名簿に登録されていることに基づいて投票をすることができる地位にあることの確認を請求する趣旨のものとして適法な訴えということが出来る」（下線は、筆者による）としているのは、この点に関わるものであろうか。

ほかに、(3)Y1～Y5に、現行公選法関連規定が、選挙権を付与せず、選挙人名簿への登録資格を認めないことの違法確認の訴え、さらに、2004年の行訴法の大改正で新たに「義務付け訴訟」が法定化され、そうした義務付け訴訟も従来とは異なり活用しやすくなったことを踏まえて、(4)立法

不作為の違憲確認訴訟を(立法行為に対するものは、依然として法定外・無名抗告訴訟ではあるとしても、受け止められる可能性は広がったとも考えられるので)義務づけ訴訟として提起することも考えられないわけではない。ただ、上引の最高裁判例に拠れば、前者については、「他により適切な訴えによってその目的を達成することができる場合には、確認の利益を欠き不適法である」として、この「他により適切な訴え」として上述の「選挙権を行使できる地位の確認の訴え」を挙げていたのであるから、これが利用できる事案であれば、そのほかの訴訟を提起しても実益がないであろう。後者についても、同様の事がまずは当てはまるであろう。

(5)さらに、もう1つ考えられる訴訟としては、(とくに)Y4及びY5を原告として、いわゆる「定住外国人地方参政権訴訟」(上告審判決:最3小判1995(平成7)年2月28日民集49-2-639)で原告側が提起したような、公選法所定の手続きに従って選挙人名簿の登録への不服として異議申出(同法24条)を行って却下された後に、当該却下処分を取り消しを求め訴えを、彼らの居住する地域の市町村の選挙管理委員会を被告として提起することも考えられる。ちなみに、上記「定住外国人地方参政権訴訟」の第1審判決は、被告側からの原告適格不存在、訴えの利益不存在の主張を退けて本案判決を行っている。この方法だと、第1審地裁を経て、その判決に不服のある場合は、最高裁判所へ上告することになる(同法25条)ので、早く進むのかもしれない。ただ、定住外国人訴訟では、公選法9条や地方自治法18条に言う「日本国民」という要件に、「定住外国人」が入るか否かが問題であったが、18歳選挙権の場合、同じ規定中の「満20年以上」を争うわけであるから、規定文言の一義性という点では、違いが大きいとも言える。その点を絶対視すると、この訴訟形式では裁判所に受け止めてもらえないおそれは強いのもかもしれない(周知のように、たとえば、現行公選法がその9条1項で、「日本国民で年齢満20年以上の者」を、衆議院議員及び参議院議員の選挙権の積極的要件と規定し、同21条でもそれを選挙人名簿への被登録資格ともしている(なお、在外選挙権名簿被登録



資格については、30条の4参照)。

### 【注記】

設問に答える上で、参考になる先例として、一連の選挙権訴訟・投票制度訴訟に限っても代表的なものとして次のようなものがある。

- \* 在宅投票制廃止違憲訴訟やヒッグス・アラン訴訟：国家賠償請求訴訟
- \* 定住外国人地方参政権訴訟（金訴訟）：選挙人名簿への登録を求める異議申し出の選挙管理委員会による却下決定処分への不服がある場合の公選法25条による選挙人名簿の登録に関する訴訟
- \* ALS患者選挙権訴訟：①国家賠償請求訴訟＋②郵便投票制度廃止の立法行為とその後の立法不作為の違憲確認訴訟
- \* 在外日本人選挙権訴訟：①国家賠償請求訴訟＋②在外邦人の選挙権行使一切否認の98年改正前の公選法と（小）選挙区選出議員の選挙権行使否認の98年改正公選法の違法確認訴訟＋③〔控訴審で、②却下の場合の予備的請求として〕（小）選挙区選出議員選挙における選挙権行使の権利保有の確認訴訟

## IV. 実体論としての「18歳選挙権」憲法要請論 ないし「20歳選挙権」違憲論の展開

### 1. 原告側の議論をどう構成するか

原告側は、「満18歳選挙権」の未実現状態を憲法要請違反ないし違憲と、裁判所に認めさせるためには、【設問】1で提起しようとした訴訟のいずれに関しても、「成年者による普通選挙」等の関連憲法規定の解釈として、今日では（少なくとも）「満18歳選挙権」が憲法の「成年」要請を満たすものであり、憲法の具体化立法として、上記のような「年齢満20年以上の者」との現行公選法の規定放置は、従って、原告らの選挙権を侵害している、といった趣旨の実体論を展開する必要がある。こうした議論としては、①端的に、「満18歳選挙権」こそが、今日（或いは、制憲時から）憲法の要請であり、ゆえに現行公選法の下での「満20歳選挙権」は違憲であると

主張する議論も考えられるが、裁判所にとっては立法部の裁量を尊重した上で違憲(違法)判断を出す方がやりやすいと思われるから、むしろ、②「満18歳選挙権」云々を表面に出すのではなく、あくまで(制憲時から、或いは、少なくとも)今日では、現行公選法下での「満20歳選挙権」は、憲法の要請に違反する違憲の制度である、という点だけ強調する議論も考えられる。この場合にも、ただ「満20歳選挙権」を否定するだけでなく、併せて、「満18歳選挙権」の方がより憲法の要請に適うものだと論じる方が、違憲となる年齢の限界線をよりイメージしやすいであろう。

ところで、選挙権付与年齢の具体化にあたって、いうところの「憲法要請」の内容をどう設定するか、すなわち、何が憲法要請なのかについては、憲法15条3項の「成年者普通選挙制」の理解をめぐって、いくつかの考えが成り立ちうるとされる。1つは、「成年者」規定を選挙権行使の枠(制約)ととらえる、すなわち選挙権行使能力付与の下限と考える立場である。この立場は、「成年者」を「選挙権行使に必要な政治的成熟性を兼ね備えた者」と解しているのだと思われる。いま、「政治的成熟性」と「成熟性」に限定を付したが、選挙権だけでなく、民法上や、刑法上の自律的人格としての成熟性として、憲法はここでも「成年者」と規定しているとして、法体系上の統一を主張する議論があり得ない訳ではない。そして、このような議論が、「満18歳選挙権」実現を阻んできた——というより、その実現を政治部門がネグレクトできた——大きな論拠になっているのは、添付の【資料2】等の論議からも看取できることである。だが、このような包括的な基本権制約の議論は、憲法解釈、とくに基本権解釈では採用すべきでない。基本権の国政による最大尊重原則(憲法13条後段)の要請からは、必要な限りでの基本権制約・規制であるべきなのだから、憲法15条3項の「成年者」とは、それを選挙権行使の「枠」ととらえる限り、やはり「政治的な成熟性(公民・市民としての成熟性)だと言わなければならない。次に、「枠」としての「政治的成熟性」の程度についてであるが、本稿で後述するように、このような「成年者」規定を「枠」としてとらえた場合、

日本国憲法が保障する選挙権の理解としては、憲法の採用する国民主権原理からも、また民主制原理からも、できるだけ多くの「この国で生活を営む者」としての個人たる国民——この言い方をあえてしたのは、もちろん日本国憲法の基本権保障の重要な論点である「外国人の人権」を意識したからである。この論点は、本稿での主眼ではもちろん無いので、筆者の見解については、『『外国人の人権』論はいま』法教183号42頁以下所収に譲る——に、日本国憲法の採用する民主制社会の運営にとって根幹をなす基本権である選挙権を付与すべし、という権利の分配原理が出てくる。この点については、このような言い方ではないが、最高裁も、1976年の衆議院議員定数不均衡違憲宣言判決や、さらにそれを徹底した2005年の在外日本人選挙権訴訟で議論しているところだと思われる。そうだとすると、憲法の選挙権行使枠としての「成年者」とは、「必要最小限の政治的成熟性をもつ者」ということになるとと思われる。重複するが、この点についてはいま少し後述することにする。

もう1つの魅力的な考え方として、憲法15条3項の「成年者」規定は、いわば、立法者に対する指示（立法者に対する枠）として、「少なくとも、成年者には選挙権を付与しなければならない」という意味だと解するとらえ方である。ここでは、何歳を持って「成年者」とするのかは、議論の中心にはない。旧憲法下での「25歳男子普通選挙制」を踏まえると、おそらくは、それよりも高い成年年齢を選挙権付与に導入するのは違憲といったことになるとと思われるし、日本国憲法制定時の国際標準として、20歳ないし21歳がこの場合、憲法の予定する「成年者」だということになるのかと思われる。いずれにしても、この議論からは、「成年者」をどうとらえたらよいかの基準は出てこない。これが立法（政策）論として、法改正を促すというのであれば、かつて鶴飼信成教授が展開したような、このような、憲法15条3項が「成年」による普通選挙と規定しているのは、「少なくとも、成年には選挙権を付与しなければならない」ということであるから、選挙権付与年齢は20歳よりもっと若くても構わないという議論も魅力的で

ある。というのも、若者に選挙権をという運動を進めている団体「Rights」(上述)では、さらに『16歳選挙権の実現を! — 選挙権年齢の引き下げを考える —』(Rights 編、現代人文社、2002年)と主張してもいるのだから。だが、憲法訴訟として争う場合には、この議論だけからだと「満20歳選挙権」違憲も、「満18歳選挙権」未実現の違法も引っ張り出せないことになろう(【注記】参照)。但し、【設問】3で問いかけている、あなたが裁判官としてどのように判断するのか、的な場面の解答の一つとしては、この議論を活かして、仮に、成年=満20歳以上の者を合憲と考えとしても、「ただし、憲法は、20歳未満—16歳未満の者を含めて! —の者に選挙権を、国政選挙、地方選挙を問わず付与することを禁じていない」として、18歳選挙権の憲法容認説を展開することは出来るはずである。【設問】3では、出題者としては、そうした答えが、前述の「定住外国人地方参政権訴訟最高裁判所判決」をヒントにして提示されることも期待していたのだが、実際にはどうだったのだろうか。

さらに、国家賠償請求訴訟については、当該立法不作為(=ここでは、満20歳規定の放置)の上記違憲性認定と国賠法上の国会議員の立法行為の違法性認定とに違憲・違法の程度の違いを設ける最高裁判例のような立場に立つ場合には、国賠法上の違法にも当たると論じることになるのは、言うまでもない。

#### 【注記】

選挙権年齢の18歳引き下げが国会で取り上げられた最初の時期の、1970(昭和45)年9月4日、第63回国会の参議院・公職選挙法改正に関する特別委員会で、多田省吾議員の質問の中で、上述の鶴飼信成教授の見解が次のように紹介されている。

「ちなみにいままでの憲法、民法問題を考えてみますと、昭和34年12月23日の憲法調査会第2委員会の13回の会議におきまして、鶴飼信成教授が参考人として、憲法の15条3項に成年者による普通選挙の原則があるが、年齢を引き下げても違反ではない、民法の3条にある成年は満20歳という、それ以下であればたとえ13

歳でもけっこうなんだという、こういう意見を発表しているわけです。ですから憲法改正の必要もないし、民法改正の必要もない。」（第63国会・参議院会議録・閉2号 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/063/1620/main.html>）

こうした見解は、単なる立法政策論にとどまるものではなく、十分に憲法解釈論としても成り立つものであると思われるが、議論の内容上、立法部の立法論議によりなじむものではある。とはいえ、憲法容認説的立場を超えて、さらに裁判所がこのような見解を採って（憲法の普通選挙権年齢満20歳未満）憲法要請説の立場に立つことは可能であるし、例えば、次のように司法形成的な判決を行うことも司法審査制の下でも不可能ではないと思われる。

すなわち、裁判所は、「普通選挙に関して、憲法がいう『成年者』を具体的に何歳と立法で定めるかは、立法者の裁量に委ねられているが、今日の当該憲法条文の趣旨を踏まえた立法による具体化としては、選挙権付与年齢を満20歳以上の者とする公選法9条1項は憲法の要請を満たさない（、或いは、反する）ものであることは今や明白である。従って、立法部は、速やかに、憲法の要請に適った法改正を行わなければならない。選挙権の民主国家に占める基本的権利としての重大さに鑑み、その法改正が行われるまで、暫定的に、国際的にも圧倒的に多くの国々が成年年齢とし、また、児童の権利条約も成年とする、満18歳以上の者に選挙権を付与する形で、国政選挙並びに地方選挙は行われるものとする。」と判示することも許されるのではないだろうか（ここでは例として、単なる警告判決を超えた内容のものを挙げてみた。もちろん、当該事案で、事情判決の法理を援用して合憲としながら、次回以降は違憲とするという警告判決は、今日の議員定数不均衡に関する最高裁判例での反対意見や補足意見などの議論水準からは、十分に出しうるものといえよう）。

## 2. 具体的な主張の構成・提示の検討

### (1) 「満18歳選挙権」の立法不作為の違憲性

1. で論じたことを踏まえてまとめてみると、具体的な主張を構成する議論の骨子としては、たとえば次のように展開される。

#### 1) 憲法15条違反について — 成年普通選挙制原則違反と選挙権の侵害について

① 憲法の要請としての「できる限り多くの公民〔／市民としての個人〕の参政権」

国民主権の下、議会制民主制を採る日本国憲法においては、できるだけ多くの国民(市民)の参加による政治的意思表明・主権的意思表明ということは、国民主権(プープル主権)原理からの憲法的要請であり、基幹の権利である〔個人としての〕公民(主権を保有・行使する国家構成員：市民)の参政権保障の憲法的要請である。

② 選挙権保障の制約〔／枠〕としての必要最小限の政治的成熟性

従って、その主権行使の国民(公民・市民)の範囲(有権者)を確定するに当たっては、範囲制限の正当化理由(目的)・手段の点で必要最小限の制約でなければならない。正当化理由として真っ先に挙げられるものとしては、主権者として責任を果たす(権利を行使する)上での政治的成熟性であるが、その場合の「政治的成熟性」の程度について、「その権利行使に十分な政治的成熟性」という言い方もあり得るが、その場合の「十分」とは、①の要請から結局のところはあくまで「必要最小限の政治的成熟性」ということでなければならない。

③ 極小の立法裁量権〔立法裁量権の排除〕

いかなる程度の政治的成熟性が最低限に当たるのかは、確定が実のところ難しいが、憲法が立法者に(有権者の範囲・資格を含む)選挙制度の具体化を図るに当たって、この点に関して極めて限定的にしか裁量権限を付与していない(、裁量を排除していると表現しても差し支えないほどである)。

④ 憲法上の「成年者」(15条3項)=必要最小限の政治的成熟性保持者

憲法は、15条3項で「成年者による普通選挙」を規定している。その解釈として、①憲法制定者は、「成年者」という表現で、この「必要最

小限の政治的成熟性」判断（線引き）の基準を提示するものであり、立法者がこれ以上に広げて範囲制限してはならないとの限界のマックスをも提示するものである。従って、②憲法にいう「成年者」とは、あくまで各人が有権者としての「必要最小限の政治的成熟性」を兼ね備えた者という意味と解される。③このような意味での「成年者」を立法によって具体化するに当たって、「一定の年齢以上の者」という形でこれを表現することは許されるが、具体的に規定された成年年齢が、明らかに「必要最小限を超える政治的成熟性」を要求するものであってはならない。

⑤ 現行公選法の「満20歳選挙権」規定の合理性の欠如(1)

以上の諸点の議論をまとめると、(i) 国民主権にいう国民とは、赤ちゃんなども含むすべての国民（選挙権享有主体としての国民）をいうのではなく、「選挙権行使に十分な政治的判断能力を持った国民、すなわち有権者」（選挙権行使主体としての国民）であり、憲法はそのような有権者を「成年者」と規定したのであり、その際の「成年者」を具体的に年齢で区切っていくとしても、できるだけ多くの国民が有権者とされるように年齢設定されなければならない。このことが、憲法が規定する国民主権原理の要請であり、とくに憲法15条1項の要請するところである。

(ii) 憲法を具体化するに当たって、現行の公選法（1950年）は、1945年の衆議院議員選挙法改正で、選挙権年齢をそれまでの満25歳（男子のみ）から満20歳（男女とも）に下げたのを踏襲して、満20歳として今日に至っている。この憲法の「成年者」を「年齢満20年以上の者」と具体化したのは、同法制定当時の国内外における「成年者＝必要最小限の政治的成熟性保持者」の年齢による線引きとして一概に不当なものとは言えない。だが、以下のような理由から、今日では、「満20歳選挙権」は、もはや「成年者＝必要最小限の政治的成熟性保持者」の年齢による線引きとしては合理性を失い、正当性を維持し得ないものものといわざるを

得ず、むしろ「満18歳」とすることが憲法の要請に適う。

というのも (ii) (イ)世界の圧倒的に多数の国が、選挙権年齢を「満18歳以上」としていること、さらには、(ロ)多くの主要政党がマニフェスト・公約などで満18歳選挙権を支持していることや、(ハ)住民からの請願を受けとめた地方公共団体によって若干にとどまらず、「満18歳選挙権の早期実現」を求める意見書の国会・政府への提出が行われていることや、(ニ)同じく、いくつもの地方公共団体によって「満18歳以上の者に投票権を付与する住民投票条例」の制定がなされていることといった、「満18歳選挙権」を支持する動きが少なからずあること、(ホ)新聞の有力全国紙の社説や(別添資料2作成の量的絞り込みの中でその判断材料とすべき質疑応答の収録を見合わせた)、新聞の)世論調査に見る「満18歳選挙権」肯定説の増加といった、社会意識の変化も見られることなどから、今日では、「成年者＝満20歳以上の者」とする合理的根拠は全く失われており、「成年者＝満18歳以上の者」とすることが憲法の「成年者」要請により合致している。このような考えは、(ヘ)子ども(児童)の権利条約(1989年)が子ども(児童)＝満18歳未満の者(1条)とし、さらに、児童(子ども)についてさえも、「その児童の年齢及び成熟性に従って」自己の意見表明権を認めている(12条)ことから確認できるように、成年や子どもの意見表明を最大限尊重しようとしていることによっても支持されるものといえよう。

⑥ 現行公選法の「満20歳選挙権」規定の合理性の欠如(2)

現行公選法が「満20歳選挙権」を導入していることの正当化理由としては、選挙権について上述のような権利行使上の「成熟性」を考えるにあたって、とくに「政治的」と限定することなく、当時の「大人」一般として考慮したことによると思われるが、今日ではそれが憲法の要請する「必要最小限の政治的成熟性」というものとは考え難いことは既に論じたとおりである。もう1つ、このように、選挙権についての「成年者」



を民法・刑法等上の「成年」と同視したことを支える理由としては、既述したように、国内法についての、法体系上の整合性・統一性（すりあわせ）や憲法改正論議の中での国民投票権年齢との整合性・統一性（すりあわせ）ということがあることは、別添資料の国会での質疑や各政党のマニフェスト・公約、近年になっての地方公共団体からの、「満18歳選挙権」の導入を支持する意見、与党・野党議員からの国民投票法案での投票権者の年齢設定についてからも、窺い知ることが出来る。しかし、このような考慮は、2004（平成16）年1月14日の参議院議員定数不均衡訴訟最高裁大法廷判決（民集58巻1号56頁）において、藤田裁判官たちの「補足意見2」が、立法部による選挙権の立法過程について、行政裁量に関して論じられてきた「判断過程における要考慮事項のしかるべき考慮の有無」という見地からの判断手法を借れば、選挙権についての「成年者」を考えるにあたって、必要以上に法体系上の整合性を重視することはより大切な考慮事項への十分な配慮を欠いたものと言えるのではないだろうか。

選挙権の付与年齢については、民法・少年法等の整合性についてはひとまず切り離して考えられるべきであろう。これに対して、国民投票法案については、平和主義等の最重要憲法価値や憲法原理を縮減することを狙いとした現下の憲法政治的文脈で、同法案の整備が論じられるのは憲法政策上不適切だとは思いますが、それはさておき、純粹に必要な、憲法改正の国民投票法について論じるならば同法上の投票権付与年齢と、選挙権付与年齢との整合性は論じるに値する問題である。しかし、よく考えると、選挙権についても、国民投票権についても、筆者の見解では主権行使であることに変わりはないし、その投票の影響が将来にわたって影響を及ぼすという意味でもそこに質的違いを見いだすことは出来ない。従って、付与年齢は同じで構わないと思われるが、上述したように、「必要最小限の政治的成熟性（度）」についてもう一度確認すれば、形式的平等を貫徹する上で年齢を判断基準にするとして、「満20歳選挙権」よ

りをはるかに今日では「満18歳選挙権」の方がその憲法要請に見合うというだけの話であるから、国民投票権に付き、「満18歳選挙権」よりさらに若く設定するというのは、憲法改正について硬性憲法方式が採用されていることなどから、合憲的なことといえると思われる。いずれにせよ、「満20歳選挙権」だから、国民投票権も「満20歳」とか、国民投票権が「満20歳投票権」なら、選挙権についても「満20歳選挙権」ということにはならないのである。

以上、本稿では、憲法15条3項につき、どちらかというところ、成年者普通選挙権原則との適憲性(ないし憲法違反性)の観点から、選挙権年齢について検討してきたが、以上での考察は、選挙権規制立法の「二重の基準論」的アプローチによる違憲審査の際に考慮すべき必要な諸項目についてもカバーしたものになっているのではないと思われる。

## 2) 平等原則・平等権保障と「満20歳選挙権」の違憲性

また、公選法の当該規定を違憲と主張する論理構成として、他に比較する国民との権利保障との比較において、現行公選法の採る「満20歳選挙権」は、今日では、年齢による不合理な差別となっており、日本国憲法14条1項、44条に違反するものである、とする構成も考えられないかが問題となる。(i)世界の趨勢が圧倒的に「18歳選挙権」だということから、日本の当該年齢の国民と、そうした国々の当該年齢の国民との比較という観点から、平等権・平等原則違反と主張することはできるだろうか?(憲法によって立つ国際主義を強調するとしても、現在の解釈論の水準では現実的とはいえないであろう)。(ii)憲法はあくまで当該国内での平等に関するものだということであれば、18歳(・19)歳の国民と、20歳以上の国民との間での取り扱いの違いの不合理性について論じるのが普通であろう。他に、比較対象となるものはあるだろうか?一定の高齢者につき、政治的なものを含め、判断力の大きな後退をとらえて論じる余地がないわけではないが、1つには、議論方向が選挙権付与範囲の縮減の方向への議論であ

ること、2つに、いずれにしても、年齢での形式的線引きをするとすると、そのような扱いの変換点となる年齢を画定することはほとんど困難なように思われることなどから、実益がないであろう。

選挙権付与年齢についての平等違憲審査の基準はどうか？選挙権の基本権としての重要性に鑑み、厳格な審査基準が当てはまるということでは学説上もほぼ一致しているのではないだろうか。この点については、最高裁が、1976年（昭和51年）の衆議院議員定数不均衡違憲宣言大法廷判決で、ある種革命的に、「憲法の平等原則は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであ」として、投票価値の平等を引き出し、それについて、「投票価値の平等は、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないけれども、国会がその裁量によつて決定した具体的な選挙制度において現実に投票価値に不平等の結果が生じている場合には、それは、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならない」と解される」とした議論は、本質的に同様の理解に立つものといえよう（このような確固とした原理的枠組みがあったからこそ、2005年の在外日本人選挙権訴訟の選挙権論に繋がったといえるだろう）。

また、「年齢」による差別を「社会的身分」に準じる範疇として考える余地もあり得る。というのも、年齢の経過・未経過は、本人の自己努力では埋め合わせるができないものであり、時の経過によって取り戻すことが出来ないような年齢による区別的取り扱い、性別に基づく男女差別に典型的に現れるような間接差別の温床でもあるからである（「年齢」による差別・区別は、これまで、きちんと吟味して考えられてこなかった。子どもの人権、間接差別形式での男女差別、高齢者の人権といった問題がクローズ・アップされる中で、「年齢」のもつ問題性も次第に顕在化されてきているといえるだろう）。

### 3) 現在における憲法要請としての憲法の「成年者」＝「満18歳選挙権」

「満20歳選挙権」がもはや憲法の要請に合致しない違憲的なものであるとしても、ただ、それを違憲だと宣言するとどまらず、立法者ではない裁判所が、それに代えて、憲法の「成年者」規定＝「満18歳」と特定することは立法権の篡奪に当たり、憲法の予定する三権分立を侵すものではないかとの議論もあり得る。だが、上述のように、「成年者＝必要最小限の政治的成熟性」であることを考えれば、「満19歳選挙権」よりは「満18歳選挙権」の方がこの要請を満たすし、また上記⑤に挙げたその判断を支える諸事由(とくに政党の公約など)から判断しても、立法者が行う決断としても、憲法のいう「成年者」＝「満18歳以上の者」とすることが極めて合理的なものである場合には、裁判所が「満18歳」をもって、現代における憲法の要請と解釈することも許されるというべきである。

## (2) 「満18歳選挙権」導入の立法不作為の国賠法上の違法性

### 1) 立法不作為の違憲性と国賠法上の違法性

上述のような「満20歳選挙権」放置・「満18歳選挙権」未実現の「立法不作為の違憲」をもって、即、国賠法上の違法とする議論も成り立ちうるが、判例法理との対話ということであれば、やはり、国会議員の立法行為又は立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法となるかどうかは、「国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であって、当該立法の内容又は立法不作為の違憲性の問題とは区別されるべきであり、仮に当該立法の内容又は立法不作為が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに違法の評価を受けるものではない。」とする議論(在宅投票廃止違憲訴訟上告審から在外日本人選挙権上告審判決に続く流れ)をふまえて論じる必要がある。

この場合には、上述の「立法不作為の違憲」とは別に、「例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、

違法の評価を受ける」場合につき論じる必要がある。

この点につき、上述の在外日本人選挙権最高裁判決は、先例である悪名高い、1985年の在宅投票制廃止違憲訴訟上告審判決（1985〔昭和60〕年11月20日民集39-7-1512）が打ち出した判断枠組みと「異なる趣旨をいうものではない」といいながらも、客観的に見ればその枠組みを拡張したと評価すべき判断枠組みを打ち出した。

周知のように、在宅投票判決が「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであつて、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」（85年定式と呼ぶ）としていたのに対し、在外選挙権判決では、「(a)立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、(b)(i-1)国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、(i-2)それが明白であるにもかかわらず、(ii)国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。」（05年定式と呼ぶ）と提示している（引用中の小分け記号は、筆者のもの）。

拡張されているのは、①まず、違法評価の対象となる、立法に関わる行為として、「立法不作為」を明記したこと。もちろん、85年定式の解釈として立法不作為も含まれると学説・判例とも理解してきたが、これが明示されたことの意味は、端的に言えば、黙認から明認、ないし無視から法認といった違いを持つと言えよう。②次に、85年定式では、国賠法上の違法評価の場合につき、「憲法の一義的な文言に対する違反」という確かにあ

りえないような例示付きで、「容易に想定し難い」と強調されすぎていた点を、05年定式では、違法評価を受ける場合を、要件的に提示する試みしながら2つの場合を例示しつつ、「例外的」と位置づけている点で、違法評価は、希有な例外ではなく、ごく起こりうる例外として位置づけられた点も見逃せない。③そして、②でも触れたが、例示的列挙が、抽象的であるが、要件化されて提示されている結果、具体的事案について、その当てはめ・予見が可能になった(可視化された)点が、その要件内容とともに意義深い。④その要件の内容として、05年定式はまず、85年定式の例示としてはかなり不親切な「憲法の一義的な文言に対する違反」の部分に重なると思われるものを、(a)のように、不作為であることも含めて立法内容が、国民に保障された憲法上の権利の(違法な)侵害の明白性(基本権侵害の明白性)の場合として提示している。「明白な」違法侵害というのは確かにレア・ケースではあるかもしれないが、考えられ得るし、起こり得ることであるから、このレア・ケースについての提示の質的な違いも見逃せない。⑤さらに、実際に実践的意義を持つのが、05年定式でのもう1つの例示(b)である。この部分は、従来、学説が、立法不作為の違憲確認訴訟のような場合に、違憲とされうる場合として議論してきたレア・ケースに対応する部分と見ることも出来るかもしれない。この05年定式の(b)での提示は、上でそこでの要件を分節してみたように、大きく見ると2つの要件((i)と(ii))、そしてその1つ目の(i)はあえて小分けしてみるとさらに(i-1)と(ii-2)という2つの要件からの、都合3つの要件から出来ている。すなわち、(憲法上保障された権利行使の機会確保のための)立法措置の(i-1)必要不可欠性+(i-2)その明白性(まとめると、明白な必要不可欠性)と、(ii)(正当な理由無き)放置(ネグレクト)の長期性がそれである。

このような例示が実際にどのように具体的事案に当てはめられるのかは、事例の積み上げを待たなければならないが、当該在外選挙権判決では、次のようになされていた。

「在外国民であった上告人らも国政選挙において投票をする機会を与えられることを憲法上保障されていたのであり、この権利行使の機会を確保するためには、在外選挙制度を設けるなどの立法措置を執ることが必要不可欠であったにもかかわらず、前記事実関係によれば、昭和59年に在外国民の投票を可能にするための法律案が閣議決定されて国会に提出されたものの、同法律案が廃案となった後本件選挙の実施に至るまで10年以上の長きにわたって何らの立法措置も執られなかったのであるから、このような著しい不作為は上記の例外的な場合に当たり、このような場合においては、過失の存在を否定することはできない。このような立法不作為の結果、上告人らは本件選挙において投票をすることができず、これによる精神的苦痛を被ったものというべきである。したがって、本件においては、上記の違法な立法不作為を理由とする国家賠償請求はこれを認容すべきである。」

この具体的な当てはめで注目されるのは、上で分節した例示における違法成立の要件の内の「明白な必要不可欠性」に関して、「明白な」という表現が落ちていることである。当該判決で、この当てはめ部分が落ちているのは、最高裁判所としては、この判決での「理由」中の「第2 在外国民の選挙権の行使を制限することの憲法適合性について」の箇所でのその違憲性判断をもって、「明白さ」の判断はなされていると考えたからなのかもしれない。いずれにしても、憲法上保障された権利行使の機会の確保の欠如による違憲判断がきちんとなされるなら、国賠法上の違法を論じるに当たって、所要の立法行為の必要不可欠性に関しては、「明白な」という要件を充足したか否かは、必要以上に強調されるべきではないであろう。第2に、この当てはめでは、あくまでこの在外選挙権についてではあるが、「放置の長期性」について「内閣による法改正案の提出・審議未了による廃案」からの「10年以上の放置」が違憲と判断され、そして国賠法上の違法にも当たると判断されている。そして、そのような判断をする際に、「正当な理由無くか否か」への言及が特には無いのは、必要な立法の不作為の

違憲判断の際に提示された「事実上不能ないし著しく困難であるか否か」で既に判断が済んだとの趣旨かと思われる。そうだとすると、最高裁は、立法不作為の違憲と国賠法上の(国会議員の)立法内容・立法不作為による違法とを、結果として同じ基準で判断しているようにも思われる。この点については、在外選挙権判決の「理論的混乱」と捉えるよりは、むしろ、憲法上保障された権利及びその行使の機会確保に関する立法の不作為の憲法適合性が問題となる場合には、(選挙権のように)事案の性質によっては、結果として、国賠違法についても同じ基準で判断するという、いわば、結果としての同一判断基準による二段階審査になるということではないだろうか。

## 2) 国賠法上の違法性と「満20歳選挙権」の放置・「満18歳選挙権」の未実現

上記、在外選挙権最高裁判決が提示する、国会議員の立法不作為が国賠法上違法となるための判断枠組みは、例示とはいえ、85年定式よりははるかに、判断基準(ノ要件)が明示化されている。従って、本設問もそうだが、立法不作為に関する具体的事案を考えるに当たっては、まず、この05年定式に添いながら、考えてみるのが良いであろう。その上で、必要であれば、事案に即して、この定式を独自に修正したり、あるいは独自に展開して生かしてみる試みも判例法理を発展させる上でも必要なことであろう。

さて、在外選挙権最高裁判決の05年定式に即して、設問の「満20歳選挙権の放置」(による「満18歳選挙権の未実現」)の国賠法上の違法性について考えてみよう。本稿では、このような、先行立法行為の放置(「満20歳選挙権の放置」)によるその後の立法不作為(「満18歳選挙権の未実現」)の違憲性について、既に検討したところで、それが、もはや成年者普通選挙制の憲法要請に應えるものとして相応しいものといえず、国民(従って、設問の原告たち)の重要な権利である選挙権が明らかに侵害されているとの憲法解釈を構成する方向で展開してきた(それに成功したかどうか別に



して)。

これを前提にして考えてみると、具体には、例えば、子ども(児童)の権利条約に加入した時点で、憲法上保障されている選挙権侵害が明白となったとして、それをもって即、国賠法上違法の前記(a)の場合に当たる、と考える余地もあるように思われる。ただ、仮にこの時点以降をもって「成年者の選挙権」＝「満20歳選挙権」が憲法要請違反となり、「成年者の選挙権」＝「満18歳選挙権」こそが憲法要請を満たすようになったと考えるとしても、なお、前記(b)(i-1・2)「国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず」に該当するだけだと考える余地もある。否、在外選挙権最高裁判決の考え方は、在外選挙権ケースでさえこのケースとされたのだから、裁判所の判断にはこのような解釈の方がなじむのかもしれない。この場合には、(ii)の要件の「国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」の認定が必要になるが、前記在外選挙権最高裁判決が「10年以上の放置」を1つのメルクマールにしているようであり、「満18歳選挙権」の場合をとくに違うように設定する必要もないように思われる。なお、「正当な理由無く」との関係では、「成年年齢の法体系上の整合性ないし統一の配慮」が「正当な理由」に当たると解する余地もあるが、しかし、これにも、1つには「整合性・統一」を図る必要は必ずしもないことは、ヨーロッパの先進国の事例で明らかであることや、また、仮に「整合性・統一」を図る必要があるとしても、それが選挙権のような重要な権利につき、いつまでも放置状態にして良いことの理由にはならず、選挙権については、先行して「満18歳選挙権」を導入・実現すべきだったとする議論が十分に成り立つはずである。そうだとすると、設問の事案では、在外選挙権最高裁判決にいう、(b)の場合に当たるとして、その違法性の成立要件も満たされると主張することは十分可能であろう。

## V. 「満18歳選挙権」訴訟への被告側の議論として

本稿は、法曹として必要な、事案についての問題発見能力・事案解決能力を身につけていくためにLS教育の一環として設定された、応用力要請のための答案練習会用の応用問題の作成の機会を借りて提出した、基本科目としての憲法の基礎知識確認上も重要な憲法解釈上の基本的テーマ(選挙権・成年者普通選挙制・立法不作為の違憲性・憲法訴訟の提起の仕方)について、その設問を通して考えてみることにしたものであり、これまでの考察の中で、考察したい論点には一応不十分ながら検討を試みることはできたかと思われる。以下では、簡単に設問で提起した、被告側の主張の要点について言及して、これまでの議論での論点となお残る探求課題の確認に代えることにしたい。

被告側の主張は、ここまで述べてきたような原告側の主張——既におわかりのように、筆者の憲法解釈上の立場でもある——とそれに関連しての考察への反論を通して、現行公選法の「満20歳選挙権」が未だ憲法の「成年者」の具体化として合理的で正当なものだとか、合理性に疑いが出てきたがなお立法者に委ねられた裁量権行使の踰越・濫用とまでは言えないなどと、主張することになる。加えて、予備的な議論として、仮に、「立法不作為で違憲」となるとしても、未だ国賠法上の違法を構成するものとはいえない、と主張することになる。

これらの本案での主張に先だって、在外日本人選挙権の場合と「満18歳選挙権」の場合とでは、選挙権行使の排除といっても、状況が違うのだから、本案前の憲法訴訟上の論点として、「法律上の争訟性」や「訴えの利益」を欠くものとする主張を行うことができるであろう。

### (1) 本案前の主張：法律上の争訟性や訴えの利益の欠如

まず、本案前の主張として、損害賠償請求以外の訴訟については、憲法15条3項が「成年者による普通選挙」と規定していることから、「成年者」

を民法等に即して「満20歳以上の者」と解するかどうかは、憲法解釈の抽象的問題に過ぎず「法律上の争訟」の要件を欠くとか、原告らに選挙権「名簿登録の具体的な必要性が未だ生じていない以上」訴えの利益を欠くとか、として、却下をもとめる主張を展開することが考えられる。

## (2) 本案に関する主張①：「満20歳選挙権」維持の合憲性

本案に関する主張として、公選法の当該規定が、合憲であること（或いは違憲とまでは言えないこと）を展開する。論拠としては、①選挙権は、主権の行使に関わるものであり、他の基本的人権（基本権）とは異なり、権利行使の際の判断の基準となる成熟性としては、「必要最小限の政治的成熟性」では足りず、あくまでその権利行使について十分に責任を担うことが必要となる、という意味での「必要な政治的成熟性」という制約（／枠）があること、②以上の制約（／枠）として、憲法自らが具体的に、憲法15条3項で「成年者」と規定していると解されること（成年者＝必要な政治的成熟性保持者）、③憲法が「成年者」と規定したとき、当然民法の成年規定を前提して規定したと解される、また、憲法制定時には、「成年者＝満20歳以上の者」という理解は、全く妥当なものであったこと（成年者＝満20歳以上の者）、④ (i) 現在、国際社会では、成年者＝満18歳以上とする国が圧倒的になり、同時に選挙権年齢も満18歳以上とする国が圧倒的となったのは事実だが、法体系上の整合性への配慮や、日本社会における「成年」＝満20歳とする意識が根強いこと——大学生などの意識調査をすると、近年でもなお、自分たちをまだ子どもだとする自己規定が強いという統計データがある。現に1970年代に国会での質疑を踏まえて行われた政府の調査でもそうした結果が出たため、その後の歴代政府による選挙権引き下げへの取り組みのネグレクトの口実とされたことが国会の両院での議事録からは窺われる——などから、公選法が引き続き「成年者＝満20歳以上の者」を維持しているからといって、著しく不合理な規定とはいえないこと、(ii)「成年者＝満18歳以上の者」に引き下げると当たっては、民

法、刑法等との法体成年者系上の整合性を図ることに配慮することは重要なことであり、この見地から歴代内閣・国会が慎重に対処してきていることには十分に理由がある、従って、未だ、公選法が「成年者＝満20歳以上の者」とすることには合理性が認められること（満20歳選挙権規定の合理性）、⑤そもそも、憲法はその44条、47条で、選挙に関する事項に関して、それが立法部の構成に関わることであることもあって広く立法裁量を認めていると解されるのだから、「満18歳選挙権」にするか「満20歳選挙権」のままでいくかは、未だなお立法者に委ねられた裁量の範囲内で、「満20歳選挙権」維持でも、何ら憲法上問題はないと解されること（広汎な立法裁量性）、⑥また、以上の議論からは、原告側の主張する選挙権の有無について、満18歳以上20歳未満の者と満20歳以上の者との間での差別的な取り扱いは、あと2年もすればその人も「成年者」として晴れて選挙権を付与されるのだから、このくらいの受忍を要求したとしても未だ不合理なものとはいえない。また、どんなに沢山の国々がそうであっても「他の外国の同年齢の者」との取り扱いの違いは、憲法が、ある国家における、国家と国民の約束である以上、比較の対象にはなり得ない（平等原則適合性）、などといったことが考えられる。

### (3) 本案に関する主張②：立法不作為の国賠法上の合法性

損害賠償請求との関係では、政府や国会が、現行公選法が「成年者＝満20歳以上の者」を放置し「満18歳選挙権」を導入しないことが国賠法上の違法に当たるとする原告側の主張に反駁することになる。

今更、85年定式に依拠するような議論は論外だが、今、上の(2)で述べたことを踏まえた上で、在外選挙権侵害の場合とは異なり、「満20歳選挙権」が「憲法上保障された権利としての選挙権への侵害が未だ明白でないこと」や「選挙権行使の機会の確保が必要な場合には当たらないこと」を論じるとともに、前記Ⅳ. の2の(2)で言及した、05年定式での立法不作為に関する2要件について定式の文言（「明白性」や「正当な理由無く」）を厳

格に当てはめて、要件を未だ満たしていないなどと主張することになる。

## VI. まとめに代えて

——それでも、「18歳選挙権」は憲法要請に合致する

本稿では、私のLS教育の中での、「研究」と「教育」の融合の可能性探求の試みの例として、「18歳選挙権実現の憲法訴訟」を素材に、【設問】の形式に即しながら、憲法の規定する「成年普通選挙制」の意味と、その具体化立法としての現行公選法での「20歳選挙権制」の憲法違反性を少しく考えてみた。このような検討を通して、筆者は、憲法に言う「成年者」を、民法、刑法などと統一的に理解する必要もないし、選挙権との関係ではあくまで、選挙権行使に伴う合目的なハードルとしてとらえるなら、それを18歳ととらえても、全く構わないと改めて考えるに至った。また、立法不作為との関係であえて、憲法の「成年」を18歳と解する方がより適切になった時点を考えるとすると、「子ども（児童）の権利条約」加入をもって、明確にその画期となるとも考えても良いとの思いを強くするに至った。とはいえ、このような結論自体、上での考察から議論を尽くして得たものと言うよりは、いまだ、見えてくる考察の結論という程度のものにすぎない。まだまだ展開すべき論点を含んでもいるし、以上述べたことについても途中までのものに過ぎない。その意味で、未定稿の、中間報告であることを最後に、確認してひとまず筆を擱くことにしたい。

**【資料1】 選挙権・被選挙権・成人年齢関係法令・法案など****■選挙権・被選挙権・成人年齢関係法令(現行)など**

## ○日本国憲法

第15条③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

## ○公職選挙法

第9条① 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

② 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第10条① 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者
- 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者
- 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有するもので年齢満二十五年以上の者
- 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者
- 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有するもので年齢満二十五年以上の者
- 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者

## ○地方自治法

第18条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

## ○民法

第4条 年齢二十歳をもって、成年とする。

第731条 男は、満十八歳に、女は、満十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第753条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

## ○少年法

第2条① この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

## ○労働基準法

第56条① 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

## ○児童の権利に関する条約 [採択1989.11.20, 日本国発効1994.5.22]

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

## ■選挙権・被選挙権・成人年齢関係上程法案の例

●第150回国会 衆第7号 成年年齢の引下げ等に関する法律案 (枝野幸男外民主党議員ら提出) 2000(平成12)年10月26日受理

第一条 (目的) この法律は、新たに十八歳以上二十歳未満の者を成年者として取り扱うため、民法(明治二十九年法律第八十九号)の成年の年齢に関する規定、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の選挙権を有する者の年齢に関する規定、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の少年の年齢に関する規定等を改正し、この法律の施行の日からおおむね二年を目途として成年者に関する法制度を整備することを目的とする。

第二条 (民法の一部改正) 民法の一部を次のように改正する。

第三条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第三条 (地方自治法の一部改正) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第四条 (公職選挙法の一部改正) 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項、第二十一条第一項並びに第三十条の四中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第百三十七条の二第一項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条第二項中「満二十年」を「満十八年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五条 (永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律の一部改正) 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律(平成十二年法律第▼▼▼号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第六条第一項及び第八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第六条 (少年法の一部改正) 少年法の一部を次のように改正する。

## 資料1

第二条第一項中「二十歳に」を「十八歳に」に、「満二十歳」を「満十八歳」に改める。

第十九条第二項及び第二十三条第三項中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第四十五条第三号、第四十七条第二項、第四十八条第三項及び第五十六条第二項中「満二十歳」を「満十八歳」に改める。

第七条(法制上の措置) 国は、第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行後二年以内に、新たに十八歳以上二十歳未満の者を成年者として取り扱うために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## 附 則

第一条(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第六条までの規定は、別に法律で定める日から施行する。

第二条(経過措置) 第二条から第六条までの規定の施行に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

## ■【関連附帯決議】例

---

●第131回国会衆議院政治改革に関する調査特別委員会 6号 衆議院小選挙区制導入の公選法改正への付帯決議 1994(平成6)年11月02日

---

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

衆議院議員の小選挙区の区割り定めることにより、ここに政治改革関連法は施行の段階を迎えることとなるが、政治改革は、これにとどまることなく、引き続き推進する必要がある。

小選挙区の区割り及びその他の事項について、それぞれ次のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- 一 小選挙区間の人口の格差については、衆議院議員選挙区画定審議会設置法において、二倍以上とならないようにすることを基本とするとされているので、今後審議会が改定案の勧告を行うに当たっては、小選挙区間の人口の格差ができる限り二倍未満となるよう努めるものとする。また、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情が生じたときは、審議会は、十年ごとに行われる国勢調査の結果を待つことなく、五年目に行われる国勢調査(簡易調査)の結果により、小選挙区の改定の勧告を行うものとする。
- 二 在外邦人の選挙権行使の機会の確保、選挙権年齢の満十八歳への引下げ、公開された政治資金収支報告書等の複写、政党交付金の交付限度額のあり方について、今後引き続き検討するものとする。(ゴシック表示は著者)



---

●第150回国会衆議院法務委員会 8号 少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号) 衆議院・附帯決議 2002(平成14)年10月31日

---

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。(1, 2, 4, 5省略)

3 少年法の適用年齢を20歳に満たない者から18歳に満たない者に引き下げることについて、時代の変遷、主要各国の現状、選挙権年齢等他法令に定めるその他の年齢区分との均衡を勘案しつつ、検討を行うこと。

#### ■【関連法案】例

---

●第164回国会 衆第30号 日本国憲法の改正手続に関する法律案(保岡興治ほか連立与党議員提出より) 2006(平成18)年5月26日受理

---

第3条(投票権) 日本国民で年齢満二十年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

---

●第164回国会 衆第31号 憲法改正等国民投票法案(枝野幸男他民主党議員提出より) 2006(平成18)年5月26日受理

---

第3条(投票権) 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、国会の議決により、当該国民投票に限り、日本国民で年齢満十六年以上満十八年未満の者も国民投票の投票権を有するものとすることができる。

3 前項の国会の議決は、国会が憲法改正を発議した後速やかに、これを行うものとする。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の場合について準用する。

第21条(投票人名簿) 1 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

## 【資料2】 国会での18歳選挙権に関する質疑応答の例

## ◆国会会議録検索システムで、「十八歳十選挙権年齢」で検索すると

\*表中の●は、以下に「質疑応答の例」として収録したものを。

No.	回次	院名	会 議 名	号数	開会日付
	01	063 衆議院	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	7号	1970(昭和45)年07月02日
●	02	063 衆議院	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	9号	1970(昭和45)年10月12日
	03	064 参議院	公職選挙法改正に関する特別委員会	3号	1970(昭和45)年12月16日
	04	068 参議院	公職選挙法改正に関する特別委員会	2号	1972(昭和47)年03月22日
	05	100 衆議院	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	2号	1983(昭和58)年09月28日
●	06	118 衆議院	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	4号	1990(平成02)年05月30日
	07	123 参議院	予算委員会	10号	1992(平成04)年03月31日
	08	128 衆議院	政治改革に関する調査特別委員会	16号	1993(平成05)年11月12日
	09	128 衆議院	本会議	10号	1993(平成05)年11月18日
●	10	128 参議院	政治改革に関する特別委員会	13号	1994(平成06)年01月14日
※1	11	131 衆議院	政治改革に関する調査特別委員会	6号	1994(平成06)年11月02日
	12	141 衆議院	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	5号	1997(平成09)年12月11日
	13	142 衆議院	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	4号	1998(平成10)年05月07日
※2	14	143 衆議院	地方行政委員会	2号	1998(平成10)年10月06日
	15	145 衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	2号	1999(平成11)年05月11日
●	16	145 衆議院	青少年問題に関する特別委員会	8号	1999(平成11)年08月05日
	17	146 参議院	国民生活・経済に関する調査会	1号	1999(平成11)年11月19日
	18	147 参議院	共生社会に関する調査会	3号	2000(平成12)年03月01日
	19	147 衆議院	本会議	9号	2000(平成12)年03月09日
※3	20	147 衆議院	文教委員会	14号	2000(平成12)年04月26日
※4	21	150 衆議院	法務委員会	6号	2000(平成12)年10月25日
	22	150 衆議院	法務委員会	8号	2000(平成12)年10月31日
	23	151 衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	2号	2001(平成13)年06月06日
	24	154 参議院	憲法調査会	4号	2002(平成14)年04月10日
	25	154 衆議院	憲法調査会政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会	3号	2002(平成14)年04月11日
	26	154 参議院	行政監視委員会	11号	2002(平成14)年07月22日
	27	155 衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	2号	2002(平成14)年11月13日
●	28	155 参議院	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	3号	2002(平成14)年12月04日
●	29	157 衆議院	予算委員会	1号	2003(平成15)年10月01日
	30	161 衆議院	憲法調査会	4号	2004(平成16)年12月02日
	31	164 衆議院	日本国憲法に関する調査特別委員会	3号	2006(平成18)年03月09日
	32	164 衆議院	日本国憲法に関する調査特別委員会	4号	2006(平成18)年03月16日
	33	164 衆議院	日本国憲法に関する調査特別委員会	7号	2006(平成18)年04月06日
	34	164 参議院	憲法調査会	2号	2006(平成18)年04月19日
※5	35	164 衆議院	本会議	33号	2006(平成18)年06月01日
●	36	164 衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	5号	2006(平成18)年06月09日

〔注〕表中の「回次」とは、第何回国会かということ。

- ※1 関連附帯決議がなされた（資料1参照）。
- ※2 「十八歳選挙権の早期実現に関する請願」や「選挙権年齢のあり方に関する陳情書」の情報記事のみ。
- ※3 「成年年齢引き下げ法案」（民主党議員ら提出）の上程に関する報告（資料1参照）。
- ※4 関連附帯決議がなされた（資料1参照）。
- ※5 連立与党議員側と民主党議員側から上程された、関連の国民投票法案の説明（資料1参照）。

### ◆国会での18歳選挙権に関する質疑応答の例（各冒頭の数字は、上記表のNo.）

#### ●02 第63回衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 9号

1970(昭和45)年10月12日

#### ○二見伸明委員 ………

次に、これも何回か論議された選挙の年齢の引き下げの問題ですけれども、けさの新聞でございますが、「自治省は、秋田自治相の意向をうけ選挙権年齢を十八歳に引き下げる問題につき検討しているが、このほど、来年度から二、三年計画で、反復して有権者の意識調査を実施する。とりあえず来年は四月の統一地方選挙、七月の参院議員選挙のあとに全国的な調査を行なう。このため、近く学識経験者の意見を求めて意識調査の基準、方法を検討する」、こういうニュースが出ておりますが、そのとおりの方針で現在自治省は選挙年齢の問題について取り組んでいくということによろしゅうございましょうか。

○秋田国務大臣 いま直ちに引き下げを実施するという方針を決定したわけではありません。最近、欧米の有力な二、三の国が十八歳に引き下げの方向を決定し、また実行した例がございますので、十分それらの点を調査検討をしまいたい、こう考えておりました、事務的にただいまお読み上げになったような施策をとうろと考えておる次第でございます。

……………

○二見委員 十八歳に引き下げるといふ問題、民法との関係あるいは少年法との関係がいろいろ論議されましたけれども、自治省としては、民法で満二十歳、これを成年としておりますけれども、民法のほうの年齢が引き下げられなければ選挙権のほうも引き下げることではできないというお考えなんでしょうか。それとも民法とは切り離して十八歳に引き下げることでもでき得る、こういうお考えなんでしょうか。

○秋田国務大臣 この点は参議院の委員会でちょっと論ぜられまして、法制局等の見解も伺ったことがございます。法理論的にはこれは別であり得ると思われま。しかしながら、どうもすなおではない。これは二つ変わったものがあっては、立法

## 資料2

の理論上はともかくといたしまして、実際上の見地からもいろいろ問題があるのではなかりうか。その点さらに検討を要すると考えております。

○二見委員 やはり民法との関連が非常に強いわけですね。先ほどの選挙部長のお話ですと、これから若い世代を調査していくというお話でございます。確かにそうしていかなければ、この引き下げの問題もスムーズにいかないと思います。自治省がそういうふう若い人たち、若い世代の意識調査をしよう、そういう姿勢になったということは、これは結局は、すぐに年齢を引き下げることではないけれども、そう長い将来じゃなくて、比較的近い将来にそういう事態があり得る、世界の趨勢は。また意識調査の面から、若い十八歳あるいは十九歳の青年たちの政治意識が非常に強くなってくれば、強いということが調査の結果判明してくれば、これはもう選挙年齢を引き下げるといふふうに決断するのだ、こういうふう理解してよろしいのでしょうか。

○秋田国務大臣 近い将来にそうなるのだということを予想した意図はございません。しかしながら、そういう考え方にも十分理解を持ちながらこの問題を検討したい、こう考えております。

---

---

●06 第118回衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 4号

1990(平成2)年5月30日

---

○井上(義久)委員 ………

次に、選挙権の拡大について御質問したいと思います。

一つは、選挙権年齢の引き下げの件でありますけれども、一九七〇年前後にイギリス、アメリカ、西ドイツ等々で選挙権年齢が十八歳に引き下げられて以来、既に二十年経過しているわけでございます。主要先進国では大半が十八歳で、二十歳はむしろ少数派になっているわけです。当時から国会でも議論されてきたわけでございますけれども、一向に進んでない。そろそろ真剣に検討すべきときが来ているのではないかというふうに思うわけでございますけれども、この点どうでしょうか。

○浅野(大)政府委員 選挙権年齢をどう設定したらいいかということは、いろいろ関連において検討しなければならないのではないだろうかということを政府としては従来から申し上げさせていただいたわけでございますが、特に一体民法上の成人年齢との関係をどう考えるかということがあろうかと思っております。ちなみに外国の例を調べますと、確かに十八歳という選挙権年齢を設けておところが圧倒的に多いと思います。ただ一方で、そういう国々につきましては、成人年齢もやはり十八歳になっておるといような状況もございますので、私どもとしては基本的には民法の成人年齢との関連、そういう法律体系全般での関連を考えながら検討

## 資料2

しなければいけないのではないかとこのように思っておるわけでございます。

ただ、もちろんそれだけではございません。一方で世論の動向がどうであろうか、あるいは青年層の政治意識が一体どうであるかというようなこともやはり考えなければいけないと思うのでございますが、ただいまのところ、私どもとしてにわかにこれを引き下げるといふところまでは考えが固まっているわけではございません。今後まだ慎重に検討しなければいけない問題ではないだろうかというのが現時点での認識でございます。

○井上(義)委員 二十年前にも同じような答弁をいただいているわけでございまして、そういう比較法論的なまた制度論的な検討は、ある意味で出尽くしていると思います。十八歳以上二十歳未満の青年層、大体四〇%ぐらいがもう就職しているわけでございまして、これらの人たちは納税者である。少なくとも自分の納めた税がどのように使われるかということについて関心を持つ権利はあると思うわけでございまして、その意味でも積極的に政治に関与させる必要があるのではないかとこのように思っております。

大臣、これはそういう抽象的な議論を二十年間繰り返してきたわけでございまして、そろそろ具体的な一歩を踏み出すべきじゃないか。そのためにも、今答弁ございましたけれども、例えば十代後半から二十代前半にかけての青少年層に対する政治的成熟度、これをもう少し精密に調査を行うなど具体的な一歩を踏み出して、その調査結果をこの委員会なりに出していただいて、そこで本当に議論をしてこの十八歳引き下げということについてやらなければいけないんじゃないか、このように思うわけでございますけれども、大臣、御所見どうでしょうか。

○奥田国務大臣 今選挙部長の答えたことは基本的なスタンスでございましてけれども、今度の答申の中にはそのことをお願いしなかったということもあります。世界の流れとしては、大体満十八歳くらいで選挙権が付与されている国々が圧倒的に多い。むしろ二十歳という形の我が国のような制度をとっておるところは、本当に少なくなってきた現状でございまして。ですけれども、さっき選挙部長が答えたように、これはいろいろな法律との並び関連がありますから、むしろこの問題はこの場の御議論として承りますけれども、今後広く議員も学識経験者も交えた形の中で、選挙権の年齢がどうあるべきかという形は、これもまた同時に真剣に考える大事な課題であろう、私はそのように認識いたします。

○井上(義)委員 二十年間同じ議論をやっているんじゃない何の意味もありませんので、この問題にできるだけ早く決着をつけられるような具体的な一歩をぜひとも踏み出すべきであるということをお願いしておきます。

## ●010 第128回参議院 政治改革に関する特別委員会 13号

1994(平成6)年1月14日

## ○中村鋭一君 ………

これもイギリスでございますが、法務大臣、先般十二歳の少年が終身刑を宣告されて、この実名が英国においては報道され、かつ写真等々もテレビで報道されたわけでございます。我が国は少年法の適用がございますから実名の報道はございません。テレビもございません。

さてそこで、私は現在のこの二十歳という選挙年齢、これを今の若者たちに見ておきますと、まあ十八歳になれば十分に知能も徳育も体も発達をしている、一口でいえば責任能力が十分にある、こう思うんですね。ですから、私、選挙年齢を十八歳に二歳ぐらい下げ、同時に少年法そのものもやっぱりバランスをとりまして同じ十八歳ぐらいにしたらどうかと考えているんですけども、これは全くの私見でございますが、まず先に三ヶ月法務大臣からその点について御意見をお伺いいたします。………

○国務大臣(三ヶ月章君) 確かに子供、青年の成熟度というもののはどンドン動いてはおりますけれども、それをどういうふうに、例えば権利能力はどうするか、婚姻はどうするか、それから犯罪の能力はどうするか、少年法と刑法の限界はどうするか、いろんな点で考えなければならぬ、これはおっしゃるとおりだと思うのでございます。

今、直接御質問になっております選挙権を十八歳に下げるべきかどうか、そういう選挙権年齢につきましては、これは法務大臣といたしましては直接申し上げる立場にはございませんで、選挙主管の大臣あるいは当局の方でいろいろ御検討になったことと存じますが、少年法というのは私の方の所管でございますのでそれについて申し上げます。

少年法は、確かに一定の年齢に達しない者につきまして心身の成熟度、さらには矯正の可能性、こういうものにつきまして考慮しながらその健全な育成を期すということを目的とする法律でございます。そういうふうな法律と、それから一国の政治に参与する資格を与えていかどうかということとの間には若干目的の相違がございますので、私の感じでは、必ずしも制度、目的が異なる以上は同一にどの線と統一するという事は難しいのではないかと、あるいはまた適当でない面も出てくるのではないかとこのことを考えておるわけでございます。

選挙法と少年法を統一的な年齢に共通にできるかどうかということにつきましては、やはり心身の成熟度というものについて慎重な検討をもう少し重ねたいように存じますし、社会の認識の度合いというふうなもの、あるいは一般社会の受け取り

## 資料2

方、さらには一番大事なことは、それぞれの制度の趣旨、目的等を踏まえて慎重に検討すべきであるという程度のことで御勘弁をいただきたい。今この段階で十八歳に統一するのが適当か適当でないかということにつきましては、いささかちょっと即答を差し控えさせていただきたい。……

○国務大臣（山花貞夫君） ………

今回、政治改革四法を提出するに際しまして、この十八歳まで引き下げることができないかということについては実はかなり真剣に議論をいたしました。ただ、法務大臣御説明のような状況もありまして、いままじ検討をというのが実は結論だったわけですし、世界の状況は大勢十八歳という、とりわけG7の国ではほとんどそうですし、そういう意味ではピッチを上げて検討する必要があるのじゃなかろうかと私としては考えているところでございます。

---

●016 第145回衆議院 青少年問題に関する特別委員会 第8号

1999(平成11)年8月5日

---

○大森〔猛〕委員 ………

この子どもの権利条約の第一条で、子供を十八歳未満といたしました。これも先ほどお話がありました。その理由というのが、国連加盟国の大半が十八歳選挙権を保障しているから、こうなっているわけであります。……

○大森委員 ………

世界の状況は既に十八歳あるいはそれ以下の選挙権だと。サミット参加国についても、戦後、大体七〇年代にいずれも年齢引き下げ、こういうことを行っているわけなんです。中には、イギリスでは近年中に十六歳にするというような動きもある。あるいは、ドイツでは一部の州で、これは地方選挙に限ってでありますけれども、既に十六歳選挙権を採用しているところもある、こういうことになっている。

こういう世界全体の流れから見ると、日本はこの面では大変立ちおくれしているわけがあります。しかし今、日本でも大きな機運がひとつ盛り上がってきているのじゃないか。最近も、大きな全国新聞の社説でも、18歳選挙権が出されました。

また、今国会、三月の参議院の地方行政・警察委員会において、我が党の富樫議員の質問に対して野田自治大臣は、十八歳選挙権について十分検討する価値がある、またそういう時期にある、選挙を直接所管する大臣がこういうお答えをされました。

この十八歳選挙権の問題は、単に公職選挙法だけでなく、それこそ今日の青少年問題と非常に深いかわりがあると思うのです。そういう点で、率直にずばり、太田長官に十八歳選挙権について見解をお聞きしたいと思います。

○太田国務大臣 総務庁長官としては、答えるのは難しいわけですが、国

## 資料2

会議員としてならばお答えができるわけでありまして、私自身が今までそういう提案をしようと思ったことはありませんけれども、大分前からその議論はございまして、それが提案されれば賛成をしようと思っております。

○大森委員 よくわかりました。……

こういう点では、憲法上はもちろん法律上も問題ないということで、改めて、例えば昨年の参議院選挙でも、二十歳から二十四歳までの投票率というのが一〇ポイント以上上がっているとか、政治的、社会的関心も高まっているということもあります。それから、全国十二の地方自治体で、十八歳選挙権、こういう要請をする決議、意見書なども採択をされております。それから、各党の政策等々でもかなり広範に十八歳選挙権を取り上げるようになりました。

そういう意味で、今非常に機運は盛り上がっているし、二十一世紀を間違いなく担う青年の意見をより一層政治に反映するという点で、今、いよいよ二十一世紀を前にして我が選挙権も十八歳に引き下げる、そういう時期に来ているのではないかと思います。

そういう点で、先ほど言いましたが、直接の所管は自治大臣ではありますが、閣議などでの発言など自由におできになるのではないかと思いますので、いろいろな立場で、いろいろな形でぜひその実現のために大臣としてもお力を出していただきたい。重ねてお聞きをしたいと思っております。

○太田国務大臣 そういうことを我々が議論することも大切でございますが、……、我々だけがそれを議論するのではなくて、いや、私も十八歳、十九歳のときにそのことに気がついていれば運動でもしたのでございますけれども、むしろ私は、現に十八歳、十九歳あるいはそれ以下の年齢の人たちが、早く選挙権をよこせというもっと積極的な運動がその世代から起こってくることもあわせて期待するのであります。

---

●028 第155回参議院 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 3号  
2002(平成14)年12月4日

---

○山本保君 ………

次に、三番目の問題なんですけど、選挙権年齢の見直しといいますか、引下げについてお聞きしたいんですけど、これはもう委員の皆さんはよく御存じのように、世界的に見ますと選挙年齢というのは十八歳というのが大変増えてきているようであります。サミットの参加国では、日本以外は全部十八歳だと。二十歳の方がもう正に珍しいということだそうでございます。

また、私の愛知県では高浜市というところが、この前、法的拘束力はありません、



## 資料2

正式の選挙ではありませんけれども、住民投票で十八歳というのを作ったりしまして、これはもう現場では正にそういう意識、先ほど木村先生のおっしゃったのとまた同じことですけれども、いろんな形で進んできている。やはり若者が国に参加していく、また政治というものにもっと積極的になっていくという点で、これは大変重要な視点であると思っております。

我が党も、最近このことをはっきりと党の政策として打ち出したところなんでございますけれども、この辺につきまして大臣はどうお考えでございましょう。

○国務大臣(片山虎之助君) ………

この十八歳まで選挙権を引き下げる問題、当参議院でも衆議院でも御質問あるんですが、全体の成人年齢がまだ日本は二十歳なんです、民法あるいは刑法ですね。それで、なるほどほかのサミット参加国は大体十八歳ですね。これは成人年齢が十八歳なんです、皆。だから、その辺法律体系全体として考えるべきではないかと。私は個人的にはやや時期尚早じゃないかということを書いてきたんですが、御党を始めとするそういう声が大変多ければ、本格的な検討をする必要があるのかなとは考えております。

○山本保君 ……… 一つだけ、用意されておられると思います、選挙部長さん、今、大臣の方からはいわゆる民法の成年年齢と違うとまずいのではないかというお話もあり、確かにその方がすっきりはするのかなと思いますが、たしかほかの場合でも法律によっていろいろずれはあるようですし、公職選挙法ですか、こちらの方で十八歳とすることは私は可能ではないかと思っておりますけれども、法律的にはどうでしょうか。

○政府参考人(高部正男君) 憲法十五条三項に規定がございますが、「成年者による普通選挙を保障する。」ということになっておりまして、何歳からが成年者であるかと、この点につきましては法律にゆだねられているということになっておりまして、純理論的、理論的な面だけで申し上げると、民法上の成年と選挙権年齢が論理必然的に一致しなければならぬものではないというふうには考えられると思います。

ただし、実際問題といたしまして、先ほど大臣の御答弁もございましたけれども、経済社会において自己のための私法上の行為をなすのに十分な判断力を備えているとみなす民法上の成年と、政治に参加して選挙権を行使するのにふさわしい判断力を備えているとみなす選挙権年齢とを違える、異にするというだけの理由があるのかどうかといった点、あるいはさらに、選挙の公正確保と選挙犯罪との関連等を考えると、選挙権年齢の問題というのは民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分考慮しながら検討すべき事柄ではないかと、かように考えるところでございます。

○山本保君 大臣、今のお話にもあったわけですが、やっぱり私は、選挙と

## 資料2

いうのは言うならば年に一回とかそういうものですし、それから教育という面から考えましても、高等学校や中学校で、十八歳だとなってきましたこれは正にいわゆる政治的な教養の教育というものの中身にも大変大きな変化が出てくるし、これはいろんな社会的な分野の中で最初に行っているものじゃないかなという気がしますので、是非検討をしていただきたいということを、重ねて。

○**国務大臣(片山虎之助君)** 私、今本格的な検討と言いましたけれども、やっぱり私も成人年齢と合わせるべきだと考えているんです。だから、この刑法、民法の年齢を含めて本格的な検討を関係のところで行うべきではないかと。選挙年齢だけ十八歳に下げるとするのは、これはなかなかやっぱりいろんな法体系全体の議論がありますので、委員始め、皆さんのお気持ちはよく分かるので、そういうことを踏まえて本格的な検討を、どういう結論が出るか、その本格的な結論をまちたいと、こういうふうに思います。

●029 第157回衆議院 予算委員会 1号

2003(平成15)年10月1日

\*菅直人委員の政治改革への姿勢を問う質問の一環として

○**菅(直)委員** …… 政治改革について、……。

……成人年齢とともに選挙権年齢を十八歳に引き下げる、これについての御見解。

○**小泉内閣総理大臣** 政治改革、今幅広い分野で菅さんはお話しされましたけれども、私としても、政治改革は不断に見直していかなきゃならないと思っております。…… また、十八歳の投票権につきましては、私はちょっと一考を要するんじゃないかと。今、二十歳ですか。私個人の考えであります、今の状況であえて十八歳に引き下げるのはいいかどうか。今の時点においては二十歳でいいかなと思っておりますが、これも各党間の話し合いであります。あえて反対はいたしません、こういう点についても、よく各党会派で話し合われてしかるべきだと思っております。

○**菅(直)委員** ……

……十八歳については、私は、やはり義務と権利という問題がありますから、義務や責任についても強めると同時に、権利についても認めていくというのは、世界の中でも大部分の国がそうになっているわけですし、我が国においても当然のことだ、このように思っております。

これらについて、国民の皆さんに対して国会が信頼を取り戻すためにも、まさに超党派でこの問題は取り組んでいくということを私からもお願い申し上げて、私の質問はこれで終わりにさせていただきます。

## ●036 第164回衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

第5号 2006(平成18)年6月9日

※海外派遣自衛隊員等のための不在者投票制度の創設や南極地域観測隊員のファクシミリ投票を認める、衆議院議員提出法案（衆法33）「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成18年6月23日可決／法律93号）の審議に関連して

○佐々木〔憲昭〕委員 ともかく、現在一時的に国外に滞在する選挙人については一千六百八十万人居すね、その中で今回対象はいわば千四百人居すよ、本当に微々たるものなんです。これは一歩といえ一歩でしょう。しかし、まだまだ対象を広げなければならないというふうに思います。といいますのは、昨年九月の最高裁大法廷の判決で、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置をとる必要があるというふうに出ているわけですね。当然そうすべきであります。

.....

そこで、最後に、選挙権の保障という点でいいますと、十八歳選挙権の問題というのをございます。確認をしたいんですが、世界で選挙権年齢が二十歳以上の国、二十歳未満の国はそれぞれどれだけあるか、特に十八歳選挙権の国は幾つあるか、選挙部長、お答えいただきたい。

○久保政府参考人 平成十六年十二月十日現在の国立国会図書館の資料などによりますと、百七十七カ国の下院選挙におけます選挙権年齢につきまして申し上げますと、二十歳以上の国は日本、シンガポール、マレーシアなど二十カ国でございます。二十歳未満の国は百五十七カ国でございます、うち十八歳の国はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア等百四十九カ国となっているものと承知しております。

○佐々木〔憲〕委員 いわば二十歳以上の選挙権というのがある国というのは非常に少数派なんですよね、世界で言えば。十八歳選挙権が圧倒的ですから。そういう意味で、我々は十八歳選挙権を当然実行すべきだというふうに思っております。これは各党でも当然そういう方向で賛成していただくべきだというふうには思うんですけれども、今回のこの法案は、そこまで展望して国民の選挙権を広げていく第一歩というふうに位置づけなければならないというふうに思っております。

## 【資料3】

## ■各国の選挙権・被選挙権・成人年齢一覧 ヨーロッパの刑事責任・選挙権・被選挙権比較

国名	選挙権	被選挙権	国名	選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	タンザニア	18	21
アイルランド	18	21	チェコ	18	21
アゼルバイジャン	21	25	チャド	18	25
アフガニスタン	—	—	中央アフリカ	18	25
アメリカ	18	25	中華人民共和国	18	18
アラブ首長国連邦	—	—	チュニジア	20	23
アルジェリア	18	28	朝鮮民主主義人民共和国	17	17
アルゼンチン	18	25	チリ	18	21
アルバニア	18	18	ツバル	18	21
アルメニア	18	25	デンマーク	18	18
アンゴラ	18	35	ドイツ	18	18
アンティグア・バーブーダ	18	21	トーゴ	18	25
アンドラ	18	18	ドミニカ	18	21
イエメン	18	25	ドミニカ共和国	18	25
イギリス	18	21	トリニダード・トバゴ	18	18
イスラエル	18	21	トルクメニスタン	18	25
イタリア	18	25	トルコ	18	30
イラク	18	25	トンガ	21	21
イラン	15	26~75	ナイジェリア	18	30
インド	18	25	ナウル	20	20
インドネシア	17	21	ナミビア	18	21
ウガンダ	18	18	ニウエ	—	—
ウクライナ	18	25	ニカラグア	16	21
ウズベキスタン	18	25	ニジェール	18	25
ウルグアイ	18	25	日本	20	25
エクアドル	18	25	ニュージーランド	18	18
エジプト	18	30	ネパール	18	25
エストニア	18	21	ノルウェー	18	18
エチオピア	18	21	バーレーン	—	—
エリトリア	—	—	ハイチ	18	25
エル・サルバドル	18	25	パキスタン	—	—
オーストラリア	18	18	バチカン	—	—
オーストリア	19(※)	20(※)	パナマ	18	21
オマーン	—	—	バヌアツ	18	25
オランダ	18	18	バハマ	18	21

## 資料3

ガーナ	18	21	パプア・ニューギニア	18	25
ガイアナ	18	18	パラオ	18	25
カザフスタン	18	25	パラグアイ	18	25
カタール	—	—	バルバドス	18	21
カナダ	18	18	パレスチナ	—	—
カボ・ヴェルデ	18	18	ハンガリー	18	18
ガボン	21	28	バングラデシュ	18	25
カメルーン	20	23	東チモール	—	—
ガンビア	18	21	フィジー	21	21
カンボジア	18	25	フィリピン	18	25
ギニア	18	25	フィンランド	18	18
ギニア・ビサウ	18	21	ブータン	—	25
キプロス	21	25	ブラジル	16	21
キューバ	16	18	フランス	18	23
ギリシャ	18	25	ブルガリア	18	21
キリバス	18	21	ブルキナ・ファソ	18	21
キルギスタン	18	25	ブルネイ	—	—
グアテマラ	18	18	ブルンジ	18	25
クウェート	21	30	ベトナム	18	21
クック諸島	—	—	ベニン	18	25
グルジア	18	25	ベネズエラ	18	21
グレナダ	18	18	ベラルーシ	18	21
クロアチア	18	18	ベリーズ	18	18
ケニア	18	21	ベルー	18	25
コートジボワール	21	23	ベルギー	18	21
コスタ・リカ	18	21	ポーランド	18	21
コモロ	—	—	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
コロンビア	18	25	ボツワナ	18	21
コンゴ	—	—	ボリビア〈※既婚者は18〉	21〈※〉	25
コンゴ民主共和国	—	—	ポルトガル	18	18
サイプラス	—	—	ホンデュラス	18	21
サウジアラビア	—	—	マーシャル諸島	18	21
サモア	21	21	マケドニア	18	18
サン・マリノ	18	25	マダガスカル	18	21
サントメ・プリンシペ	18	18	マラウイ	18	21
ザンビア	18	21	マリ	18	21
シエラレオネ	21	21	マルタ	18	18
ジブチ	18	23	マレーシア	21	21

## 資料3

ジャマイカ	18	21	ミクロネシア	18	30
シリア	18	25	南アフリカ	18	18
シンガポール	21	21	ミャンマー	—	—
ジンバブエ	18	21	メキシコ	18	21
スイス	18	18	モーリシャス	18	18
スウェーデン	18	18	モーリタニア	18	25
スーダン	17	21	モザンビーク	18	18
スペイン	18	18	モナコ	21	25
スリナム	18	21	モルジブ	21	25
スリランカ	18	18	モルドバ	18	18
スロバキア	18	21	モロッコ	20	23
スロベニア	18	18	モンゴル	18	25
スワジランド	18	18	ユーゴ	18	18
セイシェル	18	18	ヨルダン	19	30
赤道ギニア	—	25	ラオス	18	21
セネガル	18	25	ラトビア	18	21
セント・クリストファー・ネヴィス	18	21	リトアニア	18	25
セント・ビンセント・グレナディーン	18	21	リビア	18	18
セント・ルシア	18	21	リヒテンシュタイン	20	20
ソマリア	—	—	リベリア	18	25
ソロモン諸島	18	21	ルーマニア	18	23
タイ	18	25	ルクセンブルグ	18	21
大韓民国	20	25	ルワンダ	—	—
台湾	—	—	レソト	18	21
タジキスタン	18	18	レバノン	21	25
			ロシア	18	21

※オーストリアは選挙年の1月1日の時点で選挙権年齢は満：18歳、被選挙権年齢は満19歳であることと規定

※下院・直接選挙

国立国会図書館（列国議会同盟ホームページ）調べ

## 資料3

## ヨーロッパの刑事責任・選挙権・被選挙権年齢

国名	刑事責任年齢 (少年司法)	完全刑事責任年齢 (成人刑法の適用)	民事責任 年齢	選挙権 年齢	被選挙権 年齢
オーストラリア	14	19	19	19	18
ベルギー	16' / 18	16 / 18	18	18	21
ブルガリア	14	18	18	18	21
旧チェコスロヴァキア	15	18	18	18	21
デンマーク	15	15 / 18	18	18	18
イングランド・ウェールズ	10 / 15'	18 / 21	18	18	21
フィンランド	15	15 / 18	18	18	18
フランス	13	18	18	18	23
ドイツ	14	18 / 21	18	18	18
ギリシャ	13	18 / 21	18	18	25
ハンガリー	14	18	18	18	18
アイルランド	7 / 15'	18	18	18	21
イタリア	14	18 / 21	18	18	25
オランダ	12	18 / 21	18	18	18
ノルウェー	15	18	18	18	18
ポーランド	13	16 / 17 / 18	18	18	21
ポルトガル	16	16 / 21	18	18	18
ルーマニア	16 / 18	16 / 18 / 21	18	18	23
スコットランド	8 / 16	16 / 21	18	18	21
スペイン	16	16	18	18	18
スウェーデン	15	15 / 18	18	18	18
スイス	7 / 15'	15 / 18	20	18	18
トルコ	11	15	18	18	30
旧ソ連	14' / 16	14 / 16	18	18	21
旧ユーゴスラビア	14 / 16'	18 / 21	18	18	18

' 若年犯罪者収容施設での拘留   '' 交通事犯のみ   ''' 重大犯罪のみ  
 註 完全責任年齢に対する成人刑法の適用は、裁量的と必要とがある

## 【転載利用者による注記】

上記表中の「オーストラリア」は、もちろん「オーストリア」の誤りであろう。

---

**【資料4】 18歳選挙権と各政党の立場**


---

**●民主党2005年衆議院選挙マニフェスト政策各論**


---

## 14. 政治改革・行政改革

(3) 成人年齢を18歳に引き下げ、選挙権も18歳以上とします。

若い世代に、社会の一員としての責任感を醸成し、積極的な社会参加を保障するため、成人年齢を18歳とし、選挙権年齢も18歳から付与します。

<http://www.eda-jp.com/dpj/2005/050816.html#14>

---

**●公明党：Komei ユース・ポリシー2005 より** 公明新聞：2005年5月12日付

公明党青年局は、若者の声を政治に反映するため、今日まで様々な取り組みをしてきた。2002年11月に発表した青年政策「Komei ユース・ポリシー」に掲げた政策や、青年党員とともに署名活動を行い政府に要望した政策の多くが、今日実現の運びとなっている。しかし、2年半が経過する中で、若者を取り巻く社会環境は変化し続けており、新たな政策課題も浮上していることから、このたび「Komei ユース・ポリシー2005」として青年政策を再集約し、発表することになった。「青年が夢と希望を持てる社会」「若い力がいかせる社会」の構築を目指し、公明党青年局はさらに全力で取り組んでいきたい。

## 6. その他

(4) 18歳選挙権の実現

18歳から国政・地方選挙で投票に参加できるようにするため、法改正を含む必要な改革に取り組む。

[http://www.komei.or.jp/news/daily/2005/0513\\_03.html](http://www.komei.or.jp/news/daily/2005/0513_03.html)

---

**●日本共産党：参議院選挙にのぞむ日本共産党の各分野の政策(2004年6月2日)より**


---

15. 政治とカネのよごれた関係を断ち切り、民意が反映される選挙制度に  
.....

また、格差5倍以上にまで拡大した参院選挙区の定数は正に取り組みます。18歳選挙権の早期実現をめざします。

[http://www.jcp.or.jp/giin/senkyo/04\\_sanin/04seisaku/bunya.html#15](http://www.jcp.or.jp/giin/senkyo/04_sanin/04seisaku/bunya.html#15)

---

**●社会民主党：社民党総合政策ガイド2005 より**


---

**■3つの論点【PDF ファイル】**

## II. 信頼される政治の創造

## 3. 国民の政治参加を促進します

(1) 18歳選挙権の実現 青年の政治参加を進めるため、選挙権を行使できる年齢を18歳へ引き下げるとともに、被選挙権の20歳への引き下げを目指します。

<http://www5.sdp.or.jp/central/topics/44syuin/seisaku/guide1.pdf>



## 【資料5】 未成年者住民投票条例一覧表

自治体名	条例名	公布日(改正含)	規 定
		施行日(改正含)	
		実施日	
		投票率(うち未成年)	
愛知県 高浜市	高浜市住民投票条例	2002年7月9日	(投票資格者) 第8条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの
		2002年9月1日	
		未実施	
秋田県 岩城町	岩城町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年8月19日	(投票資格者) 第五条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次のいずれかに該当する投票権を有する者(以下「投票権者」という。)のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 一 年齢満十八年以上の日本国籍を有する者で、引き続き三箇月以上岩城町に住所を有する者 二 年齢満十八年以上の永住外国人で引き続き三箇月以上岩城町に住所を有する者
		2002年8月19日	
		2002年9月29日	
		81.24%(68.46%)	
福岡県 北野町	北野町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年10月22日	(投票資格者) 第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次のいずれかに該当する投票権を有する者(以下「投票権者」という。)のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 (1) 年齢18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上北野町に住所を有する者 (2) 年齢18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上北野町に住所を有する者
		2002年10月22日	
		2002年12月15日	
		70.56%(67.60%)	
埼玉県 岩槻市	岩槻市の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年11月18日	(資格者名簿) 第6条 3 資格者名簿の登録は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。 (1) 本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市区町村から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に
		2002年11月18日	
		2003年1月26日	
		49.11%(38.17%)	

## 資料5

			登録されている居住地が本市にある年齢満18年以上の永住外国人であって、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同法第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過している者のうち、選挙管理委員会に登録の申請を文書で行ったもの
滋賀県 長浜市	長浜市の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月12日	(投票の資格を有する者) 第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 長浜市に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日(他の市町村から長浜市に住所を移転した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、該当届出の日)から引き続き3月以上長浜市の住民基本台帳に記録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が長浜市にある年齢満18年以上の永住外国人で、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同法第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、該当申請の日)から引き続き3月以上経過している者のうち、規則で定めるところにより、文書で市長に申請を行った者
		2002年12月12日	
		2003年2月16日	
静岡県 東伊豆町	東伊豆町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月16日	(投票資格者) 第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上東伊豆町に住所を有する者 (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3年以上東伊豆町に住所を有する者
		2002年12月16日	
		2003年2月2日 55.53%(33.00%)	
長野県 富士見町	富士見町の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月19日	(投票資格者) 第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次のいずれかに該当する投票権を有する者(以下「投票権者」という。)のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3箇月以上富士見町に住所を有する者 (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上富士見町に住所を有する者で、規則で定めるところにより文書で町長に登録の申請をした者
		2002年12月19日	
		未実施	

## 資料5

岡山県 勝央町	勝央町住民投票条例	2002年12月19日	(投票資格者) 第6条 投票資格者は、次のいずれかに該当する投票権を有する者(以下「投票権者」という。)のうち、投票資格者名簿に登録されている者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上勝央町に住所を有するもの (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上勝央町に住所を有するもの
		2002年12月19日	
		2003年9月(予定)	
富山県 山田村	山田村の合併についての意思を問う住民投票条例	2002年12月20日	(投票の資格者) 第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号いずれかに該当するものをいう。 (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上山田村に住所を有する者 (2) 年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3月以上山田村に住所を有する者
		2002年12月20日	
		未実施	
長野県 平谷村	平谷村は合併するか合併しないかの可否を住民投票に付するための条例	2002年12月20日	(投票資格者) 第6条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 平谷村立中学校在籍の者及び平成3年4月1日以前に生まれた者で日本国籍を有し、引き続き3ヶ月以上平谷村に住所を有する者。 (2) 平谷村立中学校在籍の者及び平成3年4月1日以前に生まれた永住外国人で、引き続き3ヶ月以上平谷村に住所を有する者
		2003年4月1日	
		2003年6月(予定)	

## 【資料6】 「18歳選挙権」早期実現を求める意見書の例など

## ◆【「21世紀日本の構想」懇談会(小淵首相の諮問機関)】最終報告書より

## ●最終報告書『日本のフロンティアは日本の中にある

—自立と協治で築く新世紀—』(2000年1月)

※「21世紀日本の構想」懇談会(座長:河合隼雄・国際日本文化研究センター所長)は、21世紀における日本のあるべき姿を検討することを目的に、内閣総理大臣のもとに設けられた懇談会(小淵恵三首相の諮問機関)。最終報告書は、1月18日に懇談会メンバーから総理に提出された。

## IV. 21世紀日本のフロンティア

## 3. ガバナンス(協治)を築く

## (2) 選挙権を18歳に

国民の政策選択結果を公平に選挙に反映させ、国民の政治離れを防ぐ工夫が必要である。あらかじめルールを明示して、常に問題となる議員定数の不平等を定期的に自動修正できるようにすることは、国民の政治への信頼を回復する第一歩だろう。首相公選制の是非なども中長期的な課題として論議を始めるべきである。

ここでは、選挙権を現行の20歳から18歳に引き下げることを提言したい。18歳は社会的成人と見なして十分と考えるからである。

実際、世界170カ国の92%にあたる156カ国で、選挙権はすでに18歳かそれ以下とされ、先進国で20歳を維持しているのは日本だけである。国内でも、高卒者の2割以上が就労しており、自衛隊の入隊資格も18歳以上である。

少子高齢化の中では、高齢有権者の比率が若年有権者の比率を大きく上回っていく。また、年金問題のように、世代間の利害対立も厳しくなる。若い人たちの声をこれまで以上に謙虚に聞かなければならないし、彼らの声を政治に反映させるべく、さらに努力しなければならない。18歳以上に選挙民の層を広げることで、約350万人の新有権者を迎え入れることになる。それは、若年層に止まらず高齢層も政治的に活性化させ、国民的な政治への参画意識を高めることになるだろう。当然の事ながら、この引き下げに伴い被選挙権年齢の引下げや、民法や少年法などとの整合性も考慮されねばならない。

<http://www.kantei.go.jp/jp/21century/houkokusyo/1s.html>

## ◆「18歳選挙権」早期実現を求める意見書の例

## ①町田市議会「18歳選挙権の早期実現を求める意見書」

(1999[平成11]年9月28日原案可決)

## 資料6

国際的に見ると、選挙権を18歳としている国は139カ国と圧倒的に多く、そのほとんどが1970年代半ばから実施されている。

日本では高卒者の20パーセントが就労し、納税の義務を負い、男女ともに婚姻も可能である。また、日本も批准している「子どもの権利条約」は18歳未満を子どもと定義し、国際的に18歳以上は大人として認められている。

日本人の平均寿命はこの40年間で男性13.9歳、女性は16.2歳延び、今後10年間に15歳から24歳までの人口は600万人減り、65歳以上は600万人増えると予想されている。

仮に、選挙権を18歳以上とする約350万人が新たな有権者となり、高校の授業などでも社会的、政治的関心を高めようとする気運も高まると考えられる。

日本がどのような社会を目指すべきかを、高齢世代とともに若い世代が自ら考え選択し、彼らの意志が政治に反映されることが、21世紀の社会を創る上で極めて重要である。

よって、町田市議会は、早期に選挙権を18歳に引き下げることを求めるものである。以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

---

**同「被選挙権の年齢引き下げを早期に求める意見書」(同上)**

この40年間に日本人の平均寿命は男性13.9歳、女性では16.2歳延び、今後10年間に15歳から24歳までの人口は600万人減り、65歳以上の人口は600万人増え、2015年には高齢化率が25パーセントになると予想されている。

人口構成の偏りは政治の場でも大きな問題となる。一方の意志が大きな影響力を持たば、世代間の不平等感が拡大するからである。特に、高齢世代を若い世代が支える社会システムにおいては、世代間の均衡を保ち、各世代が納得できる社会システムを政治は創らねばならない。

こうした状況下で、18歳選挙権を求める動きと同時に若い世代が政治の場で活躍できるように、被選挙権年齢の引き下げを検討する時期に来ている。最近ではベンチャー企業で学生のうちに会社を設立し成功した若い経営者が注目され、期待されている。

政治の場にもこうした若い世代が活躍できることを期待し、国際的に見ても選挙権と同様に被選挙権を18歳以上としている国が多数あることから、早期に被選挙権年齢の引き下げの検討と実施を求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

[http://www.gikai-machida.jp/kaigiroku/honkaigi/h11\\_03/h11\\_03\\_huroku.html](http://www.gikai-machida.jp/kaigiroku/honkaigi/h11_03/h11_03_huroku.html)

---

②高知県議会「18歳選挙権とこれに伴う関係法改正の早期実現を求める意見書議案」(2000〔平成12〕年3月25日原案可決)

【平成12年2月 定例会(第255回) -03月25日-08号】

---

## 資料6

我が国においては、政治に対する無関心が年々広がりを見せつつあり、特に青年層の政治への無関心の広がりは憂慮すべきものがある。

こうした状況を生んだ背景には、選挙制度をはじめとする政治・行政制度そのものが青年層の意向を的確に反映する仕組みを欠いていることがある。

昭和21年から施行された我が国の「男女20歳選挙権」は、既に54年を経過したが、その間、世界では、18歳を社会的成人とみなして、世界170カ国の92パーセントにあたる156カ国において、既に選挙権を18歳かそれ以下に付与しており、「20歳選挙権」を維持しているのは先進国では我が国のみである。このことは、青年の政治への無関心を形成する要因の一つになってきたといわざるを得ない。

特に今後、我が国においては、年金問題に象徴されるように、世代間の利害対立がより激しくなる中で、少子高齢化が急速な勢いで進み、高齢有権者の比率が若年有権者の比率を大きくうまわり、若い世代の声がますます政治に反映されなくなることが懸念されている。

若年世代の声を的確に政治に反映するためには、18歳以上に選挙権を広げることが必要であり、約350万人の新有権者を確保することで、議会制民主主義の活性化に大きく資することになる。また、この「18歳選挙権」については、首相の委嘱による「21世紀日本の構想」懇談会からも提唱されているとおりである。

よって、政府におかれては、被選挙権年齢の引下げ、民法、少年法等関係法の改正も含めて、「18歳選挙権」について検討し、これを早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

<http://www.gikai.pref.kochi.jp/discuss/>

---

**③長野県議会「18歳選挙権の早期実現を求める意見書」**

(2003〔平成15〕年3月7日原案可決)

---

現在の我が国の教育水準の高さ、IT革命やマスメディアの発達による情報量の増大等から、現在選挙権を有していない20歳未満の世代においても、国や地方公共団体の政治の在り方を判断するために必要な情報の入手が容易となっている。

また、世界に例を見ないスピードで少子高齢化が進む中、将来の我が国を支える若者に選挙権を付与することで、政策決定の過程に広くその意見を反映させ、若者に政治的責任の自覚を促していくことが必要とされている。

国際的に見ても、既に140か国以上の国において18歳選挙権が採用されている。主要先進国首脳会議参加国の中で、この制度を実施していないのは日本だけであり、我が国としても18歳選挙権を早期に実現し、若者の政治参加の機会を拡大することにより、議会制民主主義の活性化を図ることが求められている。

よって、国においては、民法や少年法等との整合性も考慮しつつ、被選挙権年齢の引下げも含めて、18歳選挙権について早急に検討し、実現するよう要請する。

<http://www.pref.nagano.jp/gikai/tyousa/gian1502.htm#006>

---

#### ④京都市議会「『18歳選挙権』の早期実現を求める意見書」

(2003〔平成15〕年3月14日可決提出)

---

現在の我が国の教育水準の高さ、IT革命やマスメディアの発達による膨大な情報の流通等、18歳以上20歳未満の若者を取り巻く環境を勘案すれば、その大多数が、国や地方公共団体の政治の在り方を判断するのに必要な知識や常識を備え得る状況にあり、選挙権を行使するのにふさわしい判断能力を備えているとよい状況にあると思われる。

また、世界に例を見ないスピードで進んでいる少子高齢社会の到来にあって、将来の負担を余儀なくされる若者に選挙権を付与し、政策決定の過程に広く若者の意見を反映させるべきであり、若者の政治参加の権利を促進していくことが必要である。

我が国が「選挙権は20歳以上」と定めたのは1945年であり、その後、世界各国において18歳への引下げが相次いで行われた。国際的にも、既に140箇国以上の国において「18歳選挙権」が採用されており、サミット（主要先進国首脳会議）参加国で実施していないのは日本だけである。

今こそ、青年の政治参加の機会を拡大することによって、議会制民主主義の活性化を図るべきときに来ている。

よって国におかれては、民法や少年法等との整合性も考慮しつつ、「18歳選挙権」について早急に検討し、実現すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

<http://www.city.kyoto.jp/shikai/teirei/H15/01-P4.html>

等々